

## 平成27年第2回森町議会12月会議会議録（第1日目）

平成27年12月8日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時29分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 2号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について
- 8 議案第 3号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 9 議案第 4号 平成27年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 10 議案第 5号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 11 議案第 6号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 12 議案第 7号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 13 議案第 8号 平成27年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 14 議案第 9号 財産の取得について
- 15 意見書案第1号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書
- 16 意見書案第2号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書
- 17 意見書案第3号 家族従業者の賃金を必要経費として認め、所得税法56条の廃止を求める意見書
- 18 意見書案第4号 「安全保障関連法」の強行採決に強く抗議し、廃止を求める意見書
- 19 意見書案第5号 国会決議に反するTPP交渉「大筋合意」撤回を求める意見書
- 20 意見書案第6号 TPP交渉大筋合意に対する政府の誠実な対応を求める意見書
- 21 議員の派遣について
- 22 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長	16番	野村洋君	副議長	1番	三浦浩三君
	2番	菊地康博君		3番	加藤進君
	4番	黒田勝幸君		5番	山田誠君
	6番	檀上美緒子君		7番	河野文彦君
	8番	佐々木修君		9番	小杉久美子君
	10番	久保友子君		11番	木村俊広君
	12番	西村豊君		13番	堀合哲哉君
	14番	松田兼宗君		15番	宮本秀逸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷恵造君
副町長	片野滋君
会計管理者兼 出納室長 監査委員	釣隆吉君
総務課長 選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長 防災交通課長	池田勝元君
契約管理課長	木村浩二君
企画振興課長	安藤仁君
税務課長	小田桐克幸君
収納管理課長	小井田徹君
保健福祉課長	長瀬賢一君
保健福祉課参事 保健福祉課参事兼 保健センター長 住民生活課長	伊藤昇君
環境課長	澤田勝則君
農林課長	山田仁君
農業委員会事務局長	住吉英勝君
水産課長	金丸由起子君
水産課参事	佐々木陽市郎君
商工労働観光課長	山本憲君
	宮崎涉君
	鈴木修一君
	黒川安明君
	岩瀬英一君
	菊池一夫君

商工労働観光課参事	横	山	崇	裕	君
建設課長	富	原	尚	史	君
砂原支所長	木	村	哲	二	君
地域振興課長	落	合	浩	昭	君
町民サービス課長	坂	井	定	幸	君
保健対策課長	若	狭	壽	美	君
教育長	香	田		隆	君
学校教育課長	武	井		肇	君
社会教育課長					
兼公民館長	宮	崎	弘	光	君
兼図書館長					
生涯学習課長	中	島	将	尊	君
生涯学習課参事	若	松	幸	弘	君
体育課長兼					
体育館長兼	金	丸	孝	也	君
青少年会館長					
給食センター長	金	丸	義	樹	君
さくらの園・園長	柏	渕		茂	君
病院事務長	坂	田	明	仁	君
上下水道課長	石	島	則	幸	君
上下水道課参事	小	松	裕	章	君
消防長	山	田	春	一	君
消防署長	山	下	英	一	君

○出席事務局職員

事務局長	藤	田	司	志	君
議事係長	村	本		政	君
庶務係長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

1 一般質問

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成27年第2回森町議会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、12月会議を再開します。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者を初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの持ち込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか、電源を切って入場されるようにご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、宮本秀逸君、1番、三浦浩三君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日から12月9日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（野村 洋君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（梶谷恵造君） 行政報告を行います。

今年は、例年に比べて少し温暖な気候に感じられますが、平成27年も残すところあとわずかとなり、1年の過ぎ行く速さを実感しているところです。このような中、昨年枯死が確認されました当町固有の桜、森小町が茨城県結城農場で植栽されていたことがわかり、

私が直接訪問し、譲受の快諾をいただいたことは以前にも報告してきたところです。これを受けまして、先般10月25日に樹木医でもある業者にお願ひし、茨城から移植をして植栽式を行いました。森小町は、故田中淳氏が交配させた品種で、植栽式には奥様にもご出席をいただき、田中先生の功績をたたえ、故人をしのんだところです。今後は、適切な管理のもと美しい花が咲くことを祈願するところでございます。

さて、今年は合併10周年という節目の年ではありますが、友好町である静岡県森町も合併60周年という年に当たり、10月31日の記念式典に野村議長とともに出席をしましてまいりました。村松町長と榊原議長の挨拶を初め各界のご来賓の祝辞を拝聴した中で、歴史や文化の奥深さを改めて認識したところでもあります。また、11月15日には例年行われております2万人まつりにも招待を受け、関係者と一緒に参加をしてきたところです。今後もさまざまな機会を活用し、有意義な交流を続けてまいりたいと一層に感じたところでございます。

次に、10月から実施しましたふるさと納税制度についてですが、開始早々予想以上の申し込みがあり、10月分だけで802件、802万円の寄附金収入となりました。また、この件数分の返礼品も伴いますので、地場産品や特産品の販売促進にもつながるものと考えております。11月分は607件と少しペースダウンしておりますが、これから年末年始を迎えることから、関係経費の増額を補正計上させていただき、今後の対応をしましてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上、行政報告といたします。

○議長（野村 洋君） これで行政報告は終わりました。

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第5、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力を願ひいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせて願ひいたします。

初めに、1、グリーンピア大沼について、森町地域活性化広場のトイレ設置について、議席4番、黒田勝幸君の質問を行います。

最初に、グリーンピア大沼についてを行います。

○4番（黒田勝幸君） おはようございます。通告に従いまして、2問について質問をさせていただきます。

まず、1問目は、グリーンピア大沼についてでございます。グリーンピア大沼の施設は、平成17年3月より賃貸料年間2,000万円で貸しておりましたが、今年3月で10年になりま

す。さらに、今年4月より5年間延長し、契約いたしました。賃貸料は年間2,000万円です。以下、お尋ねいたします。

①、町長は9月の決算委員会で、グリーンピア大沼から売ってくれと来ていると発言がありましたが、その後どうなりましたか。

②、ホテル等の建物及び遊具施設等の改修工事の要望が来ていると聞いております。中には緊急性のあるものもあると聞いておりますが、どのように対処するのかお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えします。

1点目の質問ですが、今年の6月30日、グリーンピア大沼株式会社から施設を購入したい旨の申し入れがありました。これからグリーンピア大沼株式会社と交渉していきませんが、合意に至らなかった場合には今年4月に更新したグリーンピア大沼株式会社との賃貸借契約が継続されることとなります。また、顧問弁護士にも確認しましたが、この賃貸借契約については借地借家法の適用を受けるため、施設をグリーンピア大沼株式会社以外の第三者に売却することは可能ですが、グリーンピア大沼株式会社との賃貸借契約は解除されず、契約がそのまま第三者に引き継がれるというものです。そのため現実的には交渉の相手はグリーンピア大沼株式会社以外になく、この施設をグリーンピア大沼株式会社に売却するか、賃貸借契約を継続していくかの2つの選択肢しかないと判断しております。町といたしましては、今後単独で施設を維持していくことは非常に難しいと考えておりますので、まずはグリーンピア大沼株式会社との話し合いの場を持ち、交渉を進めたいと考えております。町の大きな財産ですので、議員の皆様のご意見をいただき、公共性、公益性の確保について熟慮しながら取り進めてまいりたいと考えております。

2点目の質問ですが、グリーンピア大沼の施設の改修につきましては、昨年12月にグリーンピア大沼株式会社から今後5年間に実施しなければならない修繕予定表の提出があり、その総額は3億7,100万となっております。平成8年に建設されたホテルは、今年で19年が経過し、老朽化による突発的な修繕が増加していることから、修繕予定額は今後さらに増加するものと思われれます。緊急性があるものにつきましては、ホテルの外壁タイルの剥離及び窓枠コーキングの劣化の修繕、園内通路及びイベント広場などの地盤沈下によるくぼみの修繕、館内冷房を行う冷温水発生器の修繕、自家発電用ディーゼルエンジンのオーバーホール及び発電制御システムの更新などとなっております。これらにつきましては、グリーンピア大沼を売却するかどうかの方向性を出した上で、双方が合意できるような方法で対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（黒田勝幸君） まず、答弁ありがとうございます。

6月30日に申し入れがあったということでございまして、既に6カ月近くになろうと、こうきております。その間にいろいろやっているのしょうけれども、私たちにはまだそ

の姿が見えないということでございます。まず、基本的にはいずれにしてもいわゆる不動産鑑定士にお願いして、資産価値がどのぐらいあるのかということ調べることも早い時期にやったほうがいいのか。もうやっているかどうかわからないのですけれども、その辺どうなっているかということ。それと、私はこれ10年前にグリーンピアを町に買ってくれたとき反対だったのです。こういうものは、後々改修工事、そういうものに大きくかかわってくるので、買うのは反対だったのだけれども、当時の町長は買ったのだ。それはそれでいいのですけれども、今町長言うとおりますますお金かかる、もう建てて20年かかりますから。今町長の説明でも12月の時点でこれから5年間3億7,000万かかるよという発言もありましたし、まだまだかかると思うのです。あそこスキー場もありますし、もうスキー場の施設も取りかえなければだめなような状況になっているというお話も聞いています。ですから、私は基本的に売ったほうがいいのかという考え方なのです。それで、売るにしてもいろいろ条件あると思うので、この6月の時点で申し入れあったときにある程度金額的なことも提案されているのかなど。いろんなことが提案されているのかなど、こう思うのです。だけれども、こういう席で、会場で言っているいいことと悪いことありますからあれなのですけれども、その辺もし言える部分がありましたら、話を聞きたいと思っております。

それと、この6カ月間でどのぐらい内部の担当で話し合われているのか、その辺も少し聞きたいなと思っておりますけれども、とりあえずそれをお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

いろいろと黒田議員のグリーンピアに対する心配事が大変伝わってまいります。もちろん6月に申し入れして、今日まで全くお話を進めてこなかったわけではございません。約3回ほどそういう協議の場を持ちまして、まだまだ詳細については詰めておりませんが、先方の要望、それからこれからそれに対する町として今後どのように進めていくかということにつきましても顧問弁護士のほうに相談させていただいたり、いろんなそういった協議の場所を設けてまいりました。これから本格的な交渉等に入っていく予定でございますけれども、まず先方からの申し入れ金額ですけれども、一応提示はされておりますが、皆さんにお知らせする、また逆に町側が納得できるというような数字ではないために、ここでの公表は控えさせていただきたいなと、そのように思っております。そしてまた、今後不動産の鑑定についてなのですけれども、やはり最終的にはどこかの時点で全体で今不動産価値がどのぐらいあるのかと、それは調査しなければならない、そういう案件でございますが、かなりの、相当数の金額がかかる、そのように思っております。これにつきましても今後グリーンピア大沼株式会社との協議、交渉の進みぐあいでもって一度そういった鑑定が必要になってくる、そういう場面もあるのかなと、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） まず、不動産の鑑定費については、この調査についてはどっちにしても今のグリーンピアに売る、売らないはともかく一回はやらなければならないことだろうなど、こう思っているのです。特に売るとなれば固定資産税のかかわりというのも当然出てくるわけですから、あれだけの広大な土地でもあるからお金がかかるのはわかるのだけれども、これはもう早急にやったほうがいいなど、こういうふうに思っております。

それと、内部で会議3回やったと。また、弁護士さんにもお願いしているんなこと聞いたという発言がありましたけれども、これからまだまだこの会議をやっていくのでしょうかけれども、どうなのですか。この検討委員会みたいの、役場の担当者はもちろんだけれども、議会とか町民の有識者もいる中で町民の声も聞いたらいかかなと、こう思っているのですけれども。

それと、修繕費のかかわりで、今こういうふうに売るか、売らないか、現状でやるかということいろいろ思案しているところでもありますので、それとその修繕をしてくださいと来ていることに対して、中には緊急性のあることもあるわけでしょう、町長今話しておりましたけれども。これ決まるまで手つけないということなのだろうか。それから、これこれは早くやってほしいという要望もあると思うのだけれども、その辺はどうなっているのか、まず聞きたいなと思っております。そして、結論です。最終的な結論はいつころを考えているのか聞きたいと思えます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時21分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えをいたします。

まず、黒田議員ご提案の不動産鑑定について、早急にやるべきだというご意見でございますけれども、今現在申し入れされているグリーンピアさんからの条件を踏まえますと、これは鑑定する以前の問題であって、また先ほど答弁でも申し上げましたように、現在のところはグリーンピア大沼株式会社としか交渉のできる相手がないという、そういう関係から、まずほかの売却先が出てきた場合にはその不動産鑑定はするべきなのかもしれませんけれども、現段階では不動産鑑定はしなくても交渉の進行には問題がないと、そのように思っていますことから、鑑定はまだしなくてもいいのかなと、そのように思っております。町としても実際の不動産の価値は調べておく必要があるかもしれません。調べたほうが間違いないかもしれませんけれども、広大な敷地、施設、それから建物、恐らく幾らぐらいかかるのかということは非常に町の財政にも負担がかかるぐらいの金額にはなるのかなという予想がついております。

また、検討委員会でございますけれども、これは今後グリーンピアさんに提示する条件



ですとか、そういうものが整理された時点で、また交渉が進む中で皆さんのご意見を拝聴する時点で、もちろん議員の皆さんにもご意見を拝聴しなければいけませんし、町民の声もその中には確認をとるべきであろうと、そのように思っております。そういう時点になりましたら、委員会を立ち上げるのか、もしくは町内のそういう有識者の方にお集まりをいただいてちょっとご意見を拝聴する、もしくはこの条件でいいのかどうかというものを判断していただく、そういう場面が来るかもしれないと、そのように思っております。

また、修繕費です。本当に先ほど申し上げましたように、3億7,100万の要求は来ております。ただし、温泉ポンプ、当然グリーンピア大沼には温泉つきもので、そのポンプが壊れた場合には営業ができなくなるという、そういう営業に支障の出るものにつきましては町で今年交換をいたしました。そういった修繕、緊急性のあるものについてはきちんとした対応をとっていくと、そのように思っております。

また、最終的な結論についてですけれども、現段階ではこの5年間の契約の中でなるべく早い時期にそういう結論を出していきたいと、そういう思いがございますけれども、相手がきちんと理解できる、のんでいただける、また町としてもそれで了解ができる、そういう条件が整わないことには、きちんとした日付、いついつまでにこれを答えを出すということにはならないのかなと、そのように思っております。ある程度のめどがついた時点には皆さん方にご提示できる日にちも出てくるのかもしれませんが、これにつきましては今後の交渉次第ということでご理解をいただきたいなど、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） グリーンピア大沼についてを終わります。

次に、森町地域活性化広場のトイレ設置についてを行います。

○4番（黒田勝幸君） それでは、2問目に参ります。

森町地域活性化広場のトイレ設置についてでございます。地域活性化広場は、平成26年11月にオープンし、食K I N G市がありました。今年1月には消防出初め式、ほたて祭り、高校生、中学生の学校祭、サークル活動、食K I N G市はもちろんのこと、三業まつりなど各種イベントが開催され、町民はもとより利用者にはいいイベント広場ができたこと好評をいただいているところでございます。トイレについては、役場庁舎のトイレを利用しております。役場庁舎に行くには道路を横断しなければなりません。当日は交通量も多く危険です。また、イベントはほとんど休日の日です。庁舎内に職員がいないのに不特定多数の方々が入り出すことはいかがなものか。また、高齢者が多く見受けられます。高齢者はトイレに行く回数も多いです。このような観点から、活性化広場敷地内にトイレを設置してはいかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えいたします。

森町地域活性化広場は、イベントなどを開催する場を提供することにより町の活性化を図るため設置いたしました。食K I N G市を初めとするさまざまなイベントや各種団体の

活動に利用され、今年の1月からの利用実績は28件、約1万5,300人の方に利用され、町の活性化につながっているものと考えております。さらに、イベント開催時のトイレにつきましては、身障者用トイレを備えております役場新庁舎の1階のトイレをご利用いただいておりますが、議員ご指摘のとおりトイレに行く際には広場と役場庁舎との間の道路を横断しなければなりません。

さて、道路の横断時における危険回避についてですが、利用される団体、実行委員会などに対しましては申し込みをいただいた際に地域活性化広場を利用する際のさまざまな安全対策について周知しております。交通事故防止は当然含まれておりますが、道路横断に係る安全対策などについても指導を含め取り組んでまいりたいと思います。

また、トイレの設置に関してですが、活性化広場からトイレまでは時間にして約二、三分程度かかると思われますが、距離的には現在のところ不便はないものと考えております。さらに、トイレ利用時に不特定多数の人が出入りすることに対する庁舎内の安全管理対策につきましては、人員の配置など対応について今後検討してまいりたいと考えております。今後広場の活用状況並びに周囲の環境により、トイレの必要性が高まる可能性もありますが、現在のところでは引き続き役場新庁舎の1階トイレの活用で良いと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 答弁は、現状では必要ないということなのだけれども、必要あると思って質問しているの、まず。それで、役場の庁舎、早い話当直の人いるかもしれないけれども、まさかトイレに張りついているわけでないし、重要な書類等はきちっとしているのしょうけれども、今の世の中何起きるかわからないのだ。俗に言う想定外というのがある。最近もう想定外が当たり前になってしまったの、この言葉が。ですから、不特定多数の人が出入りする、そういうところだから、やっぱりあの広場にあったほうがいいのです、誰に言わせても。町民からそういう要望があるのです、たくさん。だから、今回質問させてもらっているのですけれども。ですから、あそこに今度イベントのいろんな資材置く倉庫も新しく完成しましたし、そういうものとあわせてやはりトイレも必要不可欠だと私は思っているのです。その辺やっぱりもう少し慎重に考えてもらわないとうまくないのではないかなと思うのです。それはお金はかかるけれども、何かちょっと調べたら今年オープンしました御幸公園、あそこのトイレの金額が1,600万なのだ。立派なトイレだからお金もかかるのだけれども、ああいう立派でなくてもつくっていただきたいなど、こう思うのだけれども、さっき町長の答弁だったら、まるでもう将来的にもやるあれないような、人員を配置してやればいいのではないかというようなあれなのだ。これではちょっと納得できないところがあるのだけれども、もう少し前向きな考え方というか、答弁いただけないか、どうですか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

私も答弁の解釈の仕方いろいろあると思うのですけれども、全く必要ないとは思ってご

ございません。具体的に申し上げますと、当初の地域活性化広場を計画したときに担当課のほうにトイレつけれないのかと一応お話はさせていただいた経緯がございます。しかし、全体的に事業費が膨らみ過ぎて、それではちょっと無理がありましたので、トイレは省かせていただきました。それと同時に、今現在かなりの方々が活性化広場を活用されて、有効的に利用されていることは非常に嬉しいことでもありますし、今後まだまだ増えてくる可能性も多いと思います。そしてまた、あいている空き地についても当然これからいろんな計画が出されていく。そしてまた、ペタンクを競技されている方々も近くにいらっしやいます。そこにもトイレがありません。そういったことから、あの広場全体を考えて、今後トイレについては有効な、当然予算の面もありますけれども、前向きな検討をこれから進めさせていただきたいなと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町地域活性化広場のトイレ設置についてを終わります。

以上で議席4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、2、町内の防犯灯のLED化に向けた計画について、町内の空き家、とりわけその中の危険家屋対象となる物件の状況とその対策について、議席6番、檀上美緒子君の質問を行います。

最初に、町内の防犯灯のLED化に向けた計画についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） それでは、早速1つ目の質問に入らせていただきます。

町内の防犯灯のLED化に向けた計画についてということです。今年度より町内会の防犯灯のLED化に向けて、各町内会ごとに上限30基まで補助する予算措置がとられておりますが、町内会によっては積極的にLED化を進めているところがある一方、ほとんど要望していない町内会もあり、町内会によって取り組みにばらつきが見られているのが現状だと思います。ある町内会では、防犯灯の明るさや電気料金の問題、そして長もちするということから、できるだけ早期に全てをLED化したいという思いから計画をしていたところ、上限30基という枠が示されたことで、戸惑いといつまでかかるのだろうという不安も感じているところがございます。国としても省エネルギー法の政令改正含めて、照明の電力消費量抑制のため、LED化促進の方向を示していると報じられています。そこで、町内のLED化に向けた町としての計画をお尋ねいたします。

1点目、1町内会LED化上限が30基として今年、去年と出されていますが、その30基とした根拠についてお尋ねいたします。

2つ目、LED化の要望が上がってきていない町内会、ここへの対応としては、考えていることがありましたらお尋ねいたします。

最後3番目ですが、今後森町全体としてLED化促進に当たっての計画、これについてお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の質問にお答えします。

1点目の上限30基とした根拠ですが、町内の防犯灯については森町防犯灯補助規則及び

森町防犯灯設置補助金交付要綱に基づき各団体に対して補助金を交付しております。上限30基の規定については、平成27年、今年の4月から施行された森町防犯灯設置補助金交付要綱により定めております。27年度森町一般会計予算編成に取り組む前に町内会などに対してLED化の要望調査を行いましたところ、合計で456基の設置要望がありました。町の財政状況等も考慮し、全て補助することは困難と考え、一定のルールを新たに定め、対応することとしたものです。

2点目のLED化の要望が上がってきていない町内会への対応ですが、要望のない町内会などに対しては、これまでに町から個別に推進要請などは特に行っておりません。町内会連合会の総会や地域部会での質疑などにおいては、説明や周知などは行っております。今後は、設置要望調査などの際にLED化推進のためのPR文書による啓発などにも取り組んでまいりたいと思っております。

3点目の今後のLED化の計画ですが、議員ご教示のとおり省エネルギー化の進展に寄与し、さらに電気料金の低減も図られるなど森町全体にとってもメリットの大きい取り組みであると考えております。さらに、蛍光灯方式の防犯灯器具の製造が今年度、27年度をもって終了となる見込みであることから、LED器具への更新も急がれる状況となっています。町としてもできるだけ速やかに町内防犯灯のLED化を進めるため、国の補助制度なども活用した方策を研究、検証し、新年度からでも事業展開できるよう鋭意取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○6番（檀上美緒子君） 今30基を上限として、根拠として今年の4月に公布された、施行されたというのですか、設置補助金の交付要綱の文面が出されたのですけれども、その以前に各町内会へのLEDの要請が出されていたと思います、26年度で。それがそういうような中で、私は森川町にいるのですけれども、その森川町でもできるだけ早いLED化ということで、先ほど要望調査の中でかなりの数を出しているという話を聞いています。その結果、結局予算措置の問題かとは思いますが、30基という上限をされたというご答弁なのですが、各町内会の大きさ、それを考えたときに一律上限30基というふうにした場合、先ほど最初でも言いましたようにいつまでかかるのだろうというのが森川あたりの大きなところであれば不安に感じるのです。それこそ300灯近い防犯灯を抱えているところにすれば10年かかるということになりますよね、上限30基ということでは。小さな町内会であれば二、三年でクリアできるのかもわかりませんが、そういうような先ほど計画の部分でも述べられましたけれども、できるだけ早くLED化を進めるといったときに上限30基ということはどうなのかという見直しをぜひ要綱の改正も含めて考えていただければというふうにして思っています。特に予算の枠があるのであれば、その枠の中でどれだけ最大限やっというふうな取り組みをぜひすべきではないかなというふうにして思っています。特に森では、電気料金を95%町で助成していますよね。そ

うというようなことから考えると、電気料金の助成金削減の上でも、町にとっても本当に非常に大きなメリットがこのLED化によって実現するのではないかというふうに思っています。今先ほど言いましたように、森川にしてみてもLED化することによって電気料金が非常に安くなったというのが実感として報告されているところです。そういうようなことからしてもぜひ早期な実現ということで、今後の計画の部分でもそうなのですが、先ほど言いましたように何年ぐらいのめどで全部の町内全体のLED化を進めていくのかという展望のもとに、できればそれこそ割合のような形で、各町内会のLED化の部分について割合として提示するという方向性は考えられないのかというあたりについてご答弁願えればと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

檀上議員ご心配されるように、何年かかるのかというご心配はあるのかと思います。先ほどの答弁の最後の部分でも申し上げましたように、町としてもできるだけ速やかに町内防犯灯のLED化を進める、そういう考えではおります。ですから、今現在は30基という要綱の中で進めていきますけれども、また国の有利な財源等がもし手だてされた場合には、当然それが増えていく可能性もございますので、現行は30基としながらも、早期に町内全体の防犯灯をLED化するということに向けて取り組んでいきたいなど、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（檀上美緒子君） 促進の立場からご答弁いただいてうれしく思います。

それで、なかなか要請が上がってこないところの町内会の方に聞きますと、結局助成金が私も係に行って聞いたのですが、10分の10と書いていながら金額が指定されているのです。だから、10分の10だったら全額補助なのではないかなというふうにして思っていたのですけれども、要するに上限金額の内であれば10分の10で、それを出た部分については町内会が持ち出すという、そういう形になるということで、そういう町内会として持ち出さなければならない部分があることに抵抗を感じていて出さないという。そのうち先ほどの促進の話ではないですけれども、町として全体でやってくれるのだったら、今急いで町内会としての出費をしてまでもLED化する必要がないのではないかみたいなご意見を言われた町内会もあったのです。だから、そういう点での助成の部分の促進というか、そういうようなことも含めて町としてLED化を進めるというあたり、普及活動ということだけではなくて実質的なそういう実現させるための手だてとしての方策もぜひ検討願えればと思います。

○議長（野村 洋君） ちょっと注意しておきますけれども、傍聴席、少し静かにしていただきたいと思います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○副町長（片野 滋君） 私のほうからご答弁させていただきます。

今檀上議員のほうから30基の問題だとか、いろいろこれからの促進についてご質問がございましたけれども、先ほど町長の答弁もあったとおりでできれば来年度から、これは今国でやっている事業でもって森町全体で一度にLED化を進めるといふ、そういう事業がございますので、それを今検討しているところでございます。早ければ新年度、28年度に調査費を計上いたしまして、本当は単年度でもって設置まで持っていきたいのですが、どうも今それを行っている町村の状況を見ますと、なかなか単年度で調査設計と実施というものが無理な部分もあるようですので、最悪2カ年にわたりますけれども、それを早急に進めたいと。国のほうとも協議したいと、そのように考えております。ですから、今議員がこれからの設置にかかわる助成の関係で、補助の関係でいろいろ疑問をお持ちになっておりますけれども、この事業が展開されることによって早期に、遅くても2カ年で全町内でもって設置されるということになりますので、今の疑問については解消されるものと、このように考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町内の防犯灯のLED化に向けた計画についてを終わります。

次に、町内の空き家、とりわけその中の危険家屋対象となる物件の状況とその対策についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） 2問目です。町内の空き家、とりわけその中の危険家屋対象となる物件の状況とその対策についてです。今年空き家対策法が施行されたこともあり、以前から空き家、中でも危険家屋、廃屋問題はあったものの、改めて全国的に見直されている状況かと思えます。森町においても町内によっては違いはありますが、空き家、そしてその中には危険家屋と言えそうな物件がかなりの数見受けられます。特に最近の異常気象から暴風や突風、竜巻など台風だけでなく多く発生していることから、安全面で不安を感じている方もおられることと思えます。また、景観や防犯、衛生面からも放置できる状態ではありません。本来その所有者が責任を持って対処するのが当然であります。かなりの年月放置されているのが現状で、町内会やご近所の中で不安や不満の声があります。こうした状況から、町としての対策についてお尋ねいたします。

1点目、町内の空き家、そのうち危険家屋、特定空き家指定対象となる、そういう物件の状況の把握についてです。

2点目、町有財産として持っている中で、危険家屋、特定空き家対象となるような、そういう危険家屋の状況、その把握や対応策をどうしているのかという問題です。

3点目、危険家屋、いわゆる特定空き家対象に対する今後の計画、対策についてお聞き

いたします。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の質問にお答えします。

1点目ですが、全町的な実態調査は行っておりませんが、今年度において付近住民や町内会などからの特定空き家に関する問い合わせに対し、所有者の特定、指導、助言などの取り組みを8件実施しております。昨年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、本年5月に施行されました。これに伴い森町も実態調査をするべく社会資本整備総合交付金を要望したところです。

2点目ですが、この法律第2条第1項の定義の中で、法律の空き家等からは国または地方公共団体が所有し、または管理するものは省くとあることから、町有財産につきましては特定空き家の対象としておりません。現状といたしましては、現時点で未使用あるいは使用を制限している建物については各担当部署において適正な管理を行っており、補修や取り壊しについて適宜判断を行いながら対応している状況です。

3点目の今後の対策と計画についてですが、さきに述べたようにまずは全町的な実態調査を行い、特定空き家の件数や分布状況などを把握し、今後の計画を策定したいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 今1点目にかかわって8件があったということで、その8件について具体的に解決されているのかどうかというあたりについて、もしわかりましたらお願いしたいと思います。

それと、町有財産の部分について、それぞれのところで適宜というか、適正に対応しているということだったのですが、この特定空き家にかかわって私も町内会というか、各町内大体見て回ったのですけれども、そのときに気になったのが教員住宅なのです。とりわけ廃校というか、もう今使われていない学校だとかの部分でかなり教員住宅が、先ほど言いましたように法律的には特定家屋のあれには入らないのですけれども、いわゆる危険家屋というか、本当に廃屋状態に潰れかけているとか、屋根が飛んだりとか、壁が剥がれたりとかという状態になっている教員住宅もかなり存在している状況があったのです。そういうようなことで、法律に適応しないから今回の対象外だということではなくて、やっぱり町としてそういう部分にかかわっての持ち物というか、財産に対するきちんとした措置というのは早急にとられるべきだろうなというふうにして感じているところです。私自身が認識したのは今言いましたように教員住宅なのですが、そのほかのところでもあるのかもわからないなというような思いがあって質問させていただいたという状況です。

それと、今後の計画ということなのですが、実態調査に基づいてこれから計画を立ててということなのですが、やっぱり一番大きな問題というのは、放置されてもう数年たっているということは持ち主も含めてわかってもなかなか、取り壊しにかかわる費用がかなりかかりますよね。そういうような問題だとか、今回の法律の関係で、税制的な部分では今

までそれこそ優遇されていた部分が更地、廃屋を残しておくことが逆に課税されるという、そういうような状況にもなってきますので、あれなのですけれども、とにかく費用の部分でなかなか取り壊せないという方々もいらっしゃる状況かなと思うのです。そういうときに町として何らかの対応策というのが考えられないのだろうかという思いがしています。そのあたりについての検討と、それとすぐそういう形で解決しないにしても、応急処置として何か行政的な手だてとしてすることができるのかどうかというあたりについてぜひお聞かせ願えればと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

町内に特定空き家、いろいろな事情の中で恐らくあると思いますけれども、さきの具体的な2点については担当部署より答弁させたいと思います。私からは全体といたしまして、檀上議員ご質問にあるように当然費用の問題もあるのかもしれませんが、それ以外にいろんな事情があつて手をつけられない家屋等が町内にはたくさんあるようにも感じております。そういった部分が今後そういう問題をクリアできてきれいに、それから他に迷惑がかからないようになれば大変ありがたいことではございますし、町としてもそういったことに対しては、まず先ほど申し上げましたようにいろいろと調査して、それに対して町として支援できること、取り組めることをやっていきたいなど、そのように思っております。

先ほどの具体的に8件の問い合わせがあつた点、それから教員住宅については、それぞれの担当課から答弁させていただきます。

以上です。

○建設課長（富原尚史君） 8件の内訳ですが、対応済みのものは4件ございます。応急処置については、今1件実施中でございます。残りの3件については、相続放棄の問題で今現在対応中です。

以上です。

○学校教育課長（武井 肇君） お答えいたします。

学校の教員住宅につきましては、議員ご存じのとおり何校かございます。現在その教員住宅につきましては、学校で使わなくなったような机とか、いろいろ物置がわりに使用してございます。その辺も学校とのお話し合いの中で、今後処分した中で教員住宅の解体の方向には持っていきたいと思っております。ただ、今現在なかなか解体に持っていく……解体費以外に修繕料が非常にかかっているものですから、危険と思われる例えば通学路に面した教員住宅等につきましては、強風の場合等にあおられた屋根等の部分的修繕をした中で、今後町財産における建物の一貫した解体する形の中の協議をした中で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（檀上美緒子君） 具体的にはそれこそ実態調査含めてあれなのでしょうけれども、



やっぱり緊急性のある物件というのは見てもわかるものというのは結構あると思うのです。そういった点でやはり積極的に現地をしっかりと見て、できるだけ早急な対応策をとっていくという機敏な対応というのをこれからぜひとるような形をお願いしたいなと思っ  
ているのですけれども、先ほど町としてもやれるだけの支援はしていくという形で町長答弁  
していただいたのですけれども、具体的にそのあたりの考え、例えばそれこそ税制的な対  
応だとか助成金の問題だとかということがあれば、それを最後に聞かせていただければと  
思っているのですが。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

まず、具体的な支援というのは、金銭的なものも含めまして町としては持ってござい  
ません。ただし、やはり緊急性のある非常にほかにも迷惑がかかったりするもの、屋根が飛  
んだりですとか、いろんな点に対してはすぐに出動して対応したいと、そのように思っ  
てございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 町内の空き家、とりわけその中の危険家屋対象となる物件の状況  
とその対策についてを終わります。

以上で議席6番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時09分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、3、森町の機構改革について、砂原地区の簡易水道整備事業について、議席5番、  
山田誠君の質問を行います。

最初に、森町の機構改革についてを行います。

○5番（山田 誠君） それでは、通告に従いまして、森町の機構改革について質問させ  
ていただきます。

平成27年3月31日現在の森町の機構は、町長部局16課、うち室1つ、それから消防部局  
3課署、特別会計、企業会計は病院を入れて8会計、教育委員会部局は幼稚園を入れて11  
課、ほかに議会、各委員会で4局となっております。職員数は330人、またそれに附属した  
臨時、パート職員、これは雇用契約締結者が195人で、総勢525人が勤務されております。  
各職員は、それぞれのセクションで頑張っておられることと思いますが、一方で現在地方  
自治体を取り巻く環境が非常に厳しくなっていることはご承知のことと思います。各自治  
体は、目まぐるしく変化する社会の動向や町民のニーズに合った行政が求められており  
ます。そこで、町長は森町の大規模改革を実行する考えがございませうでしょうか。

改革の1つ目は、無駄な経費の削減であります。各課において兼務可能な職は兼務させ、

職員を減らすようにすべきでないかと。また、役職員が多過ぎるのではないのでしょうか。参事職等の必要性などについては一考の余地があるものと思われまゝ。一方で、再任用職員の有効活用が今後ますます重要になってまいります。さらに、臨時職員も相当数配置されておるようですが、必要不可欠な人数なのか少々疑問が残ります。先般委員会、これ総務委員会でございますけれども、の活動の一環の中で所管事務で行った団体でございますが、その団体の長から町職員の数が多過ぎるのではないかという指摘を受けた経緯もございます。

2つ目は、例えば今回のような地方創生事業等については、何ら素案、計画案が示されておりません。これらの問題について、私は従前からプロジェクトチームまたは検討委員会等を設置すべきだというふうに言っておりまして、いつどのようなときでも即対応可能な体制を常時整えておくべきと申し述べてまいりました。現在の機構では、そのような対応は難しいのではないのでしょうか。

3つ目は、町民の意思を全く聴取できておりません。行政は、町民のニーズを的確に捉え、検討協議し、できる限りその方向に対応していくべきと思いますが、その専門窓口すらない状況でございます。現在今言われておる子育て支援、教育支援、医療、福祉支援、産業振興支援、人口減少対策などなど常日ごろあらゆる角度から調査研究し、把握しておくべきものでございます。そのためには、町民の意見は必要不可欠と言えます。これらのものを消化するためにも勇気を持って町長は機構改革に取り組むべきであります。森町のあらゆる部門を活性化し、安心して暮らせるまちづくりのため、町職員がイニシアチブを發揮していくためにも役場内の活性化は絶対に必要であります。私は、大規模な機構改革は森町の方向性を決める重要課題であろうと認識しております。

以上を踏まえて、実行する考えをお持ちかどうか、町長の所見をお伺いします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

1点目の職員数が多いのではとのご指摘ですが、職員の中には病院、消防、特別養護老人ホーム、保育所など他町で有していない組織の職員も含まれておりますので、一概に比較はできませんが、現状では必要最低限の職員数であると認識しております。職員数につきましては、平成17年合併当初には388人在職しておりましたが、本年4月には328人と10年間で60人減少しており、定員適正化計画では目標値を達成している状況です。組織機構、臨時職員数につきましても施設数や業務内容から現在の状況が必要不可欠な数であると考えており、役職員についても専門的業務を担う分野や業務が多岐にわたる部局について参事として管理職を配置しているところです。再任用職員につきましては、今年度末の退職者から任用年齢の上限が段階的に引き上げられ、職員数は増加することが予想されますが、有効な任用に努めてまいります。

2点目ですが、今回の地方創生事業ではプロジェクトチームや検討委員会を設置しておりませんが、各課の担当者を招集し、全体会議を開催した上で事務局が担当課に個別に入り込みながら迅速かつ丁寧に事務を進めております。今後実施されるその他の事業につき

ましても早期に情報を掌握し、必要な場合にはプロジェクトチームや検討委員会設置を考えますが、今は現在の機構で十分対応が可能であると考えております。

3点目の機構改革についてですが、日ごろから職員には町民の皆様の意見、要望を尊重し、さまざまな案件に対して的確に、そして親身に対応するよう指導を行ってきております。厳しい財政状況が続いておりますが、一方では行政ニーズが多様化してきていることから、必要数を見きわめ、町民サービスの低下が生じないよう配置をしております。必要と判断した際には、議員提言のように機構改革を含めた対応について検討していく考えでございます。今後におきましても安心して暮らせるまちづくりのため、町民の皆さんの意見、要望に耳を傾け、目まぐるしく変化する社会の動向に柔軟に対応できるよう組織機構、職員配置を行ってまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（山田 誠君） 町長は、合併時388人、今328人、60人が減少していると。定員管理の適正化計画に対応しているからいいのだということでございますけれども、計画というのはあくまでも計画であって、それぞれの状況、時代に合った政治政策をしていかないと、ちょっとやっぱりおかしいのではないかなと思うのです。

それから、再任用の関係、有効に使っていききたいということでも、町長、再任用1人幾らかかっているかご存じでしたか。再任用の賃金ですけれども、1人どのぐらいの賃金を払っているかわかっていたらお答え願いたいと思います。相当な金額であります。これ報酬、賃金だけでなく、1人に対する給料、手当、共済、保険です。それも含めて1人当たりどのぐらいかかるかということでございます。

それで、町長はそういう方々を有効に使いたいというけれども、僕そのとおりだと思うのです。今再任用のされる方々は、優秀な職員が多いわけです。臨時だとか新卒の方々に教えてやるよりももう即戦力になるわけだから、これは町の重要な施策の中のものにやっぱりどんどん、どんどん使っていくべきだと、私はそう思うのです。

それから、日ごろ町長は町民に意見を聞いていますというけれども、聞いているという範囲ではないと思うのだ。何を要求しているか、何をしているか、そういうことをもう少し徹底した対応をやっぱりすべきでないか。町長、例えばあのプロジェクト推進室とかとつって、その中に企業誘致だとか、婚活だとか、定住促進だとか、特産品の開発だとか、産業振興だとかと、そういうものを設けてみんなでディスカッション、協議できるようにできませんか。そこに参事を置けばいいのです、参事をそこに。責任を持たせたやり方で。さっき1回目に言っていますように、役場の職員が、役場が、町が活性化しなかったらどこが活性化するのですか。やっぱり町民にどんどん、どんどん入って行って、森町がここにあるぞというようなスタイルをつくってちょうだい、町長。これなければ何で、森町に住んでよかったなんていう、口ではできますけれども、やっぱり見る目は実態を見ているのです、ほかの町村も。やっぱりそういうことを機構改革を行って、職員が町長の手足と

なって、町民から期待される役場の充実を町民が望んでいるのだ、町長。だから、それらに対して町長だって責務があるのです、そういうふうにするべき。それを忘れてはだめだと思ふのです。ぜひ町長、町民の期待に応えるべく機構改革をやって、森町の躍進がこれだというようなことを少しやっていただけませんか。これは、やっぱり重要なものです。もう今各町村、例えば地方創生だってそうでしょう。もうみんなほかの市町村ばんばん、ばんばんできているわけです。これは、そのときになって今これからやりますから、はい、つくりますかでないのだ。もう根底的なもの、その台ができています。だから、みんなほかの町村はぱっと出るのだ。やっぱりそういうスタイルまで森町も持って行ってちょうだい。町長に対して期待しているわけだから、やっぱり他町村から見ても森町は職員が一生懸命だと、町民も一生懸命だと、森町すばらしいなという外部からの声をもう少し聞けるようにできませんか。新幹線も来年3月になればもう開通するわけですから、そういうことをもう少し町内でも研修、研さん、勉強会やって、職員の資質の向上も図ってやってちょうだい。このためには、町長、絶対機構改革は譲れないです、これ。口ではああだこうだと言うけれどもやっぱり実績あるでしょう、実績。その辺を含めて再度前向きな答弁願います。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の再質問にお答えいたします。

非常に期待を込めていろいろとご質問をいただきました。再任用職員の賃金につきましては後ほど担当課から報告させていただきますけれども、再任用制度皆さんもご存じだと思いますけれども、年金の支給年齢がどんどん引き上げられていくと。そういうことから措置されている取り組みでございますので、これはやはり本人が年金を受給されるまで、国全体としてこれを取り組んでいかなければならないところだと思っております。金額の問題ではございません。

それと、プロジェクト推進室等の機構改革についてですけれども、もともと山田議員現職のころにプロジェクト推進室室長をやられていたということで、恐らくかなり強い思い入れがあるのかなと、そのようにも思います。ただ、専門的な部分で目的がはっきりと決まっている場合には、そういう専門的な部署で特別な機構改革の中で進めるのは有利なのかもしれませんけれども、今森町が抱えている、それから地方創生に関してそういったこれから推進していかなければならない部分につきましては非常に膨大な目的でございます。多過ぎます。1つの機構改革で1つの専門的なプロジェクトでは恐らく解決できないと思います。ですから、私先ほど申し上げたように、それについては全庁の全課を挙げてみんなとことん意見を出し合って、そしてまた足りない部分は恐らく民間の方々からの意見も聴取された中で反映されていく、そのように考えておりますことから、現状で全く進まないとか形が見えてこないのは、それが人口増減にかかわる部分で結びつけるのが大変困難だと。それから、それに対する国の手だてが来ても、その後の検証、実際にそれが有効に使われているかどうかによっては返納もかかるということから、非常にやっぱり難しい進み方になっているのかなと、そのように思います。そういう部分につきましては、全

庁の全課を挙げた全体の協議の中でみんなの知恵を出しながら進めていくのが今は一番正しいのかなと、そのように思います。とはいいいながらも、本当に専門的な分野で何がしか取り組みを進めたいなど。当然これが町のためになるのかなと、そういったときには、当然山田議員おっしゃるように機構改革の中でそういう推進室も設置するかもしれません。現状は、先ほどの答弁と同じくなりますけれども、職員にはとにかく働きやすい職場を私も心がけておりますので、意見を言いづらい、それから対応がしづらい、そういう職場には今はなっておりません。非常にみんな生き生きと対応していると、そのように思っておりますので、町民の皆さん方にも遠慮なくいろんな相談をしていただけるように、議員からもお伝えいただきながら取り組んでいきたいと、そのように思います。

以上でございます。

○総務課長（木村浩二君） 山田議員ご質問の再任用者の給料の関係でございますけれども、予算ベースで申し上げますが、共済費に関しましてはその年、その年で掛け率も変わってきますので、約で答弁させていただきます。給料から手当、共済費までで約450万でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（山田 誠君） 全課を挙げてやっていきたいということなのだけれども、全課でやっていきたいというのはわからないわけではないのだけれども、それぞれのセクションにおいても従来の作業仕事もあるわけなので、私の言っているのはやっぱり常日ごろからそういうものを事前に調査して、リサーチして、もうデータのなのもすぐ出せる体制をとらないと、町長、集まってやったといったって、それからのスタートなわけです。私の言っているのはそうでなくて、何々が来たといったらもうすぐ用意ドンでできるというスタイルをつくっていただきたいということなのです。これは、絶対町長、これやらないとほかの町村からはずっとおくらせていきます。これだから、きつく言っておきます。これがないと、各課長が例えば今日の議会でも、各課長担当の一般質問でも何でも行っている担当課が聞いて、これは我々の仕事の分野だよといってこれこれはこうでないですかということで副町長なり町長に持ってきた職員いますか、今まで。多分いないでしょう。それだけ感覚がないということなのです。緊張感がないということです。やっぱりそうやっていかないと、森町の全体のイメージというのが出てこない。そして、初めてさっき言った、例えば私のプロジェクト推進室どうですかというのもそこで議論を重ねて、森町としてはこうこうこういう方向に行くべきだという方向性を出すべきだと思うのです。それでないとその都度、その都度関係課が集まってどうだ、どうだといったって全然進みません、町長。この辺をひとつ脳裏のほうに刻み込んで、ぜひ必要があればやるのでなくて、もう必要なのだからやるというスタイルでもう一回ご答弁願いたい。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

山田議員先ほどおっしゃっていましたが、これは私のだとすぐ持ってくる職員かなり多くおります。ほとんど自分の責任においてきちんと最後まで答

弁書を責任を持って協力していただいているということをまずご報告申し上げます。

また、中にはやっぱり人間ですから、能力高い人もいるし、それから普通の人もいます。そういう中で今後やっぱりまだまだ教育は必要だと思います。そういう部分では、みんなに勉強していただいて、それから満遍なくほかの課の異動も含めて体験していただきながら、本当に一人前になっていただきたいなど、そのように思うところです。ただ、正直申しましてこれだけ先ほども申し上げました10年間で60人職員が減ったということでは、今後の管理職がどんどんこれから若返っていきます。そういう部分では、山田議員がおっしゃるような心配事は経験不足の部分から少しは出てくるのかもしれませんが、そういう部分に対してきちんと教育をしながら、本当に町民のために張り切って働く職員を育成してまいりたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 森町の機構改革についてを終わります。

次に、砂原地区の簡易水道整備事業についてを行います。

○5番（山田 誠君） 2問目でございます。砂原地区の簡易水道整備事業についてでございます。旧砂原町時代に平成14年度から簡易水道事業にかかわる町民の意向調査や水道開発に着手しまして、深井戸3本を掘削し、予定水量を確保し、水道開設に向け準備し、新町森町に引き継ぎした経緯はご存じのことと思います。その後再度のアンケート調査をしまして、その結果、賛成戸数が51.8%、649戸、加入率49%、615戸、また財政支援が十数年間1億5,000万前後程度あり、公共事業への使途が制限されるということもありまして、事業化を判断する必要が出てきて断念せざるを得ないという状況になり、残念な結果となったわけでございます。しかし、今日砂原地区の経済団体から、これは森商工会議所さんのほうからも出ていましたけれども、水道水の必要性が浮上してまいりました。地下水のみでの製品では製造過程に不衛生と指摘される状況になりつつあり、以前のO157流行の際には道東の生産工場が倒産を余儀なくされた経緯もあるわけでございます。砂原地区は、町長もご存じのように道南でも有数の加工業者が存在する地区でもあるわけでございます。このようなことから、水道未普及地域解消のために、低廉な水道水の供給を図って公衆衛生の向上と生活環境の改善、そして産業振興及び町民の健康保持のため、砂原地区簡易水道整備事業をいろいろな種々の障害があつたとしても実施すべきと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

砂原地区の簡易水道につきましては、合併前からの懸案事項であり、蛭谷、本茅部、石倉など未普及地域と同様町の重要な施策の一つであります。合併してからも数回にわたり検討されてきた中で、課題は財源の確保と受益者の件数が少ないこととされてまいりました。水道未普及地域につきましては、国や道などからの有利な財源の確保と町財政とのバランス、さらに普及予定地域の受益者の多くの方に接続していただく等の確約などにより、整備可能になると考えます。また、30億円とされている事業費についても東日本大震災を

機に内容も変更、充実が求められ、さらなる費用増も予定されているところです。本年度は、水道未普及地域の解消や耐震性を考慮した既存設備の更新を含め、目標を実現化するための基本理念となる森町水道事業ビジョンを現在策定中です。今後におきましては、これに基づき水道整備のあり方の検討をしていくこととなりますが、まずは建設から約40年経過している既存の3浄水場施設の電気設備の更新が急務であり、本年度より数年にわたり進めていくこととなります。さらに、その後の計画として水道配水管の更新も含め、施設更新を優先に取り組む必要があることから、砂原地区を含めた未普及地域につきましては、更新後の町全体の事業として国の有利な補助制度を模索並びに要請しながら、財源の確保を含め検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（山田 誠君） これ人間生きていくためには、水がなければこれは生きていけないわけですが、今町長は森町の水道計画ビジョンをつくって、これで中身を検討していくと。砂原地区のほうの大体30億程度かかるだろうと。しかし、旧森町の水道も既に40年経過して、これから改修的なものが始まっていくだろうと。そうすると、結構な財源も必要になると。町長は、いろんな国の有利な財源を入れて、その中で検討していきたいというお話ですが、この水道事業の国の補助ルール等々については認可申請の貸付期間が平成28年度までということになっているのです。それで、普通認可には1年、それから補助申請等々には2年程度、合わせまして3年程度かかるということでございます。これから国庫補助を受けるということは、なかなか簡水では難しいだろうということになれば、簡易水道債、または上下水道債等々を、過疎債もありますけれども、これは国とも協議しなければなりませんけれども、どこに決定されるか、まだ不透明だということであると。町長もおっしゃったように、財政の運営上、相当かかるわけですから、年間1億五、六千万程度出さなければならぬ。今の水道も出さなければならぬ。もし砂原地区やれば、砂原のほうもやると3億、4億が必要になってくるというような格好になるわけなので、その辺については町民の理解を得なければできないだろうというふうには思います。ただ、今の砂原地区の家庭に設置されております暖房温水器あるのですけれども、これボイラーは地下水を利用しますと半分まではいかないけれども、3分の1以上長もちしない。これ水が悪いということで、水道水使った場合、町長もご存じだと思うのだけれども。だから、相当寿命が短くなっているわけなので、これは地下水の水質がはるかに悪いということが実証されているわけなのでございます。これらをクリアするとすると相当難しい条件になりますけれども、産業振興と公衆衛生環境改善のために水道未普及地域飲料水確保対策事業を今やっていますけれども、これは一部分であります。何件かしかない。だけれども、水道の未普及地域を解消するためには、町長、やっぱりどうしても簡易水道事業は必要不可欠だと。これは、子々孫々、孫、ひ孫まで行くわけですから、今々の話ではないと。これは、ぜひ町長、実施すべきであるというふうには思っております。コンサルの委託

調査ができてビジョンが作成されるわけなのだけれども、町長は先ほど砂原地区、石谷、石倉も全部含めての水道事業の見直しをするというようなことを話しておりましたけれども、それを踏まえてやっぱり十分な対応、施策をぜひやっていただきたいなど、こういうふうに思っております。やはり水というのは安全、安心でないと飲めないということがございますので、この辺も含めてもう少し突っ込んだ答弁というか、考え方をもう一度お聞かせ願いたいなというふうに思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

先ほどは、町全体のこととしてこの水道ビジョンについてお答えさせていただきました。もちろん水について、当然今現段階ではそういう古い部分を更新していく、そういう計画をまず大事にしていかなければならないのですけれども、山田議員のご質問にあるようにやっぱり地域によってはそういう水は本当に重要だと、必要だということは私も非常に重く認識をしております。そういった中で非常に残念だったのが砂原地域の旧町時代からの水道事業を断念してしまったと。何で断念してしまったのだろう、これが非常に私残念でなりません。先送りしていただければ、まだまだそこから立ち上げるのが早くできたのかなど、そのように思うところです。確かに飲料水確保事業という、そういう町の補助も一方で出しながら断念をしたということでは理解を申し上げますけれども、抜本的な解決には何らなっていない。それは、私もそうですし、山田議員の考えもそうだと、そのように思っております。ですが、いつかこういう有利な条件と申しますか、まだまだ水道を引こうと思っても大変なそういった地域、全国にあると、そのように思っています。そういうところの条件として、国のほうでもいろんな条例なり規則を新しくつくってほしい。当然東北地方の復興についても、今低いところにある町は高台に移転しなければならない。そうしたら、一からやらなければならない。復興に対してはそういう手だてをして、もともと住んでいるところにいる人たちにそういう取り組みがないというのはやっぱりおかしいと思います。いろんな中央に赴く場面もありますし、国会議員に要請をしたり、そういう場面もございます。これからはやっぱり地域の、砂原地域だけではなく、当然石倉、蛸谷方面もやはり水が欲しいと。洗濯しても黄色くなると、そういう声も出ていますので、何とか将来に向けたそういう取り組みを強く進めていきたい、そういうふうに申し上げながら再質問のご答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（山田 誠君） 2問目で大変心強い答弁というか、お答えをいただきました。ぜひそういうものを踏まえて、町民のためにやっぱり町長は頑張っていただきたいなど、私はそう思っておりますので、ひとつ今後そういう各種団体等または各地域等々について町長がおいでになった際には声を大にしてそれを広めていただければなど。また、町民もそうならばそのような認識を踏まえてまたやるかという考えも出てくるので、その辺をひとつ強力で押し進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思



います。

終わります。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

やはり山田議員おっしゃるように、我々が取り組む中には当然地域の要望がもっともつと増えてほしいなど、そういうところがございます。できる限りそういった地域の期成会などにも皆さん方のお力添えをいただいて、どんどん盛り上げていただく、それがまず基本だと思いますので、そういった点をぜひ協力いただければなど、そのように思います。

あと1点、とはいってもやっぱり場所によっては水質の急激な悪化というのは考えられるところです。それについては、今現在ある飲料水確保事業、その中で機器類については非常に超純水をつくるまでのパッケージの機械もございますから、そういったものを対応の中に考えていただきながら進めていただければ、何とか地域の産業のカバーになるだろう、そのように思っております。今後も先ほど申し上げたように中央、それから道等に行った場合にいろんな場面はございますので、国会議員、道会議員に要請事項も含めながら取り進めていきたい、そのように思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、4、新幹線時代のまちづくりについて、議席15番、宮本秀逸君の質問を行います。

○15番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

新幹線時代のまちづくりについて。明年3月の北海道新幹線開業にあわせて道南地域のみならず、多くの自治体や商工会等が主催して観光客誘致の工夫を始めています。地方創生が叫ばれる今日にあわせたように道南まで新幹線が来るのは、森町にとっても大きな飛躍の機会であろうと思います。以下、伺います。

1、森町は地理的にも歴史的にも、また産業の面でも観光客誘致の条件が豊富です。しかし、まだ生かし切れておりません。新幹線開業にあわせたイベントの開催など新たな誘致対策を考えておられますか。

2、赤井川地区に大型商業施設が建設中です。森町内において最も大きな誘客施設になることが予想されます。隣接する赤井川小学校跡地の活用をどのように考えておられるのか。

3、人口減少時代を生き延びる最大の武器は人材の確保、育成であります。新幹線開業にあわせ、人の交流はますます盛んになります。いわゆるおもてなしの心豊かな人材の育

成は最重要な課題であり、そのまままちづくりに直結いたします。どのように進めていくつもりか伺います。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の質問にお答えします。

1点目ですが、北海道新幹線新函館北斗駅から森町までの所要時間は車でおよそ30分程度であり、新幹線が開通した後はこの地の利と秀峰駒ヶ岳の美しい景観を生かした観光客の誘致にこれまで以上に取り組む必要があると認識をしております。また、当町はもりまち桜まつりやさわらふるさとまつりを初め、森あきあじまつり、ほたて祭り、さらに楽市楽座もりまち食KING市など四季を通じて観光客の方々も楽しめる多彩なイベントを実施しております。開業後は、新駅におりる方々をこれらのイベントに積極的に呼び込む必要があると考えております。このため、町としては地域の交通事業者、特に環駒ヶ岳エリアを周遊しながら当町へのアクセスに最適であるレンタカー事業者に対するイベントのPRを強化することなどに取り組み、観光客の増加に努めてまいりたいと考えております。さらに、既存のものにとらわれず、新幹線開業を契機とした地域の元気につながるイベントについても今後検討してまいりたいと考えております。

2点目の赤井川小学校跡地の利活用についてですが、校舎を解体するには廃校の手続きをとり、教育財産から一般財産への変更が必要となります。また、単に解体で終われば町単費となりますが、解体後の利活用計画が策定されている場合は財政支援があるため、今後の利活用計画が整った段階で解体することが望ましいと考えております。跡地の利活用については、町内会などの意見も聞きながら、今後取り進めてまいりたいと考えております。

3点目ですが、森町を訪れた観光客にまた来たいと思ってもらうためには、期待に応える満足や感動を与えることのできる観光地となることが必要であり、町民一人一人のおもてなしやサービスの質を高めていくことが重要であると認識をしております。そのため、森町観光協会並びに森町観光ボランティアガイドの会のご協力をいただき、町民の方々を対象とした森町おもてなし研修会でおもてなし力向上講座と森町観光ガイド講座を開催し、サービスの向上及び観光ガイドに関する基礎知識の習得を支援してまいりました。町といたしましては、引き続きこのような研修会の場を通じ、町民の方々のおもてなし意識の向上を図りながら人材の育成を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（宮本秀逸君） 新幹線の開業、3月ということになりますと、この後ちょうど3か月というようなこととなります。本格的な冬を迎えるわけですから、今これから発想して何かをやるというようなことは非常に難しい、時期的にもそういったことになってくるかと思えますけれども、これまでいろんなことを考えられて、やっていかれるというようなことではございません。

1番目については、これ9月の定例のときも黒田議員から同様の質問がありました。そ

して、森蘭航路についてのお話もそのときございましたし、重なるなどは思いながらの質問でございましたけれども、9月からこれまでの3カ月間にどのようなことを考えられたか。先ほど言いましたように、雪の間は考えはできたとしても何もできないわけでございますので、新幹線開業3月でございますから。要はスピード感を持ってやらなければだめだというようなことは、あらゆることに対してさまざま言われてきたわけでございますので、9月以降に3カ月間にどのようなことを考えられて手を打ってこられたかということをお聞きしたくてこれ実は質問として上げたわけでございます。ピンチはチャンスというふうに言いますけれども、本当にピンチをチャンスと捉えられるかどうかと。私も口だけかもしれませんけれども、そういうことが本当に大事になってきている時代だというふうに思うのです。地方創生といってもそんなにそんなにうまくいくことばかりではございません。うまくいかせるための一つの大きな条件というのは、先ほどから一般質問の中でも出てまいりましたけれども、町長の決意次第だと私は思っているのです。

1つお聞きしますけれども、町長、来年改選期に入りますけれども、もう1年を切ったわけでございます。今予算の決定をやっておられると思いますけれども、当然続投されるという条件でなければ、私は予算編成の意味はないと思っていますのです。ですから、まず1つお聞きしたいのは、これ質問項目にございませんけれども、町長がそういう決意のもとにおられるかどうかという前提の上でお聞きしているわけでございますから、そこら辺をそしゃくいただいておりますようお願いしたいと思います。

先般ある方とお会いする機会がございました。そのときにトレイルランのお話がありました。いろんな大会があるようでございますけれども、森町も人口が減っている、狩猟者が減っている、鹿が出てくる、熊が出てくる、どう対処するかと。ハンターも増やさなければならぬというような課題を抱えておりますけれども、なかなか効果のある策出てこないし、結果も出てこない状況に実はあるのです。そういったマイナスの部分はどうやってプラスにつなげていくかという発想をしたらどうですかというお話を実はいただきました。町長はこういった面は詳しい方だと思いますけれども、例えば林道をトレイルランして都会から人を呼ぶ。あるいは、そこにハンターが当然必要になってまいりますから、ハンターの育成もやる。これまでの単なる熊を撃つ、鹿をとればいいという発想ではなくて、違った方面からの発想をやっていただきたいというお話を伺いました。非常に大事な視点だと思っていますのです。そういった意味で、地理的にも歴史的にもと書きましたけれども、森町はほかにないだけの財産があると、私は本当にしんからそう思っているのです。しんから思っている。ですから、やっぱり町長の決意次第だと思っております。これはどういう発想をなされるかというのは、当然自分で知恵を絞られましょうし、スタッフそろえて考えてもいかれましょうし、そこら辺の決意の強さがある森町をやっぱりつくっていくと思っております。そういった意味で本当にこの町の財産を大事にしたまちづくり、だからこそ森町によくぞ来てくださいという方向に持っていかなければだめだと思っております。鷲ノ木のストーンサークルにしてもそうですし、榎本武揚の上陸にしてもそうですし、大体いかめ

しの日本一がございます。日本一のまちづくりという決意に立ってやっていただきたいのです。2番目、3番目もそれに続いてくる課題だというふうに思っているのです。

そういったことで、マイナーな部分を、あるいは今プラスに働いている部分をどういった具体的なイベントにつなげていくか。今回各地のイベント状況を調べてみたら、現在新幹線の効果が本当にあるのかなと思われるような遠い地域の自治体も本気でやっぱり新幹線のアピール、だから北海道に来てくださいというようなことを考えているようでございますし、当然町長は東京に行った折も先ほどから何回か話がありましたけれども、陳情の折とか、いろんなイベントに参加されるときというのは、北海道森町への参加を促していらっしやると思いますけれども、具体的な内容をもうちょっと教えていただきたいなと。先ほどのトレイルランにしても考えを伺いたいと、こんなふうに思います。

それから、2番目の赤井川の小学校ですけれども、これ時期的にいつ教育財産から一般財産になるのかということが1つは知りたいわけがございますし、隣で、これも9月に駒ヶ岳赤井川地区の今後の計画についてというようなことで木村議員から質問出されておりました。その中の町長の回答も改めて読み返してもみたのですけれども、赤井川小学校は今さら申し上げるまでもなく、前町長の時代に道の駅をつくったらどうかという提案がなされて、結果的にそれが否決された経緯がございました。その最大の欠点は、あそこが道路よりもかなり低い状態になるというようなことで、集客には大変無理だろうというようなことで結果的に否決されてしまったという形になったのではなかろうかと私は思っているのです。今さら申し上げるまでもありませんけれども、大きな商業施設がそこに整地作業中がございます。いつの時期に教育財産が一般財産になるのかわかりませんが、土地の底上げをしないとやはり集客は難しいだろうし、それからほかのいろんなことを考えてもやりにくい部分が出てくるのではなかろうかと。それで、早くこれは決着をつけ、地元の町内会とも決着をつけていただきたいし、隣で整地やっているのであればあわせてやるぐらいの、それが非常に相乗効果を生むと思いますので、町で何かを企画するなり、あるいは売却するなりというようなことをひっくるめて早急にこれ考えていかれたほうがいいのではないかと、こんなふうに思うのです。このあたりも町有財産の売却等についての質問もあるようでございますけれども、先ほどのグリーンピアもひっくるめて、こちら辺は本当に大急ぎで結論を出されたほうがやりやすい環境が生まれてくるのではなかろうかと、こんなふうに思うのです。ですから、ありていに言えば一緒に整地してしまうぐらいの意気込みがあったほうが使い勝手もいいし、いろんな自分で使うなり譲渡するなりの条件のときもいい条件で交渉もできるのではなかろうかと、こんなふうに想像しておりますので、ぜひそこら辺の具体的なお話をちょっと伺いたいと、こんなふうに思います。

それから、3番目の人口減少ですけれども、これ先般出されましたまち・ひと・しごと創生の総合戦略の、これを読んでおりましたらうまくこの話が出ておまして、森町の魅力発信とおもてなしによる交流を促進するという箇所がございます。その中に、ちょっと読ませていただきます。森町に魅力を感じ、森町で暮らすことを選択する人を増加させる

ため、まずは森町の魅力を道内外へ発信、周知するとともに、おもてなしマインドを持つ人材の確保、育成といった環境整備や長期滞在型観光の商品造成、イベントの実施により森町の交流人口を増加させることで移住、定住に結びつけていきますというふうにあります。誰しもそう願っているわけでございますし、そうあってほしいわけでございます。なので、どうやったらそれができるかということだと思っております、どうやったら。先ほど町長は、おもてなし講座をやっていますというお話がございました。非常にこれ重要なことだと思っております。それから、ボランティア講座をやっていますというようなこともございました。これも本当に重要なことだと思っております。そして、私考えますに大事なことはやはり子供のときからどういうそういった心を植えつけるかというのがまちづくりに大きな影響を及ぼしてくると思っております。そこで、小さい子供からのこういった気持ちの育成をどういうふうに関心を持っていかれるかということとをまず1つお聞きしたいのと私たち自身が、もちろん私もひっくるめてそういった気持ちにならなかつたら変わっていかないと思っております。そして、その一番大きな先導役をやるのはやっぱり町長だと思っております。子供たちがこの町に残るようにという案を考えて、いろいろ企画する人たちが私の子供は森町に絶対残しますよというぐらいの意気込みがなければなかなか変わっていかないと思っております。現実にそういかない部分があるというのは百も承知で話ししているのですけれども、戦略会議のメンバーが、ここにいる職員の皆さんが、私らが本気でこの町に子供を残すぞと、我が子を残すぞというぐらいの意気込み、不可能な部分があるのは百も承知ですから、それはそれとしまして、それがなかつたらやっぱり難しいと思っております。計画するだけ、こういうことを考えていきたいとか、2060年に人口はこうなりますという話だけではなかなかこれは決まっていけないと私は思うのです。誰の責任でも、やっぱり私たちですから、その先頭に立っていかれる町長の決意次第だと思っております。先ほどの水道の問題だって私はそうだと思う。そういうことで、おもてなしについて先ほどお伺いいたしましたけれども、ほかにまだ町長が考えておられる、町長個人的にでも結構でございます。ありましたら、またお伺いしておきたいと思っております。あくまでも重ね重ねでございますが、町長が再選されるという前提で私はお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時20分

再開 午後 1時21分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 大変深い再質問の内容をいただきました。ただ、その中で3カ月間、9月から今日までの具体的なおもてなしに対する質問、観光客の誘致等につく、そういった取り組みについては担当課のほうから後ほど説明させていただきたいと、そのよう

に思います。

来年度いろいろ今後の予算も、来年度の予算も含めた私の去就の部分についての基本にされた質問ということでございますけれども、9月にも宮本議員からそのような来年どうするのだというふうなご質問をいただきました。9月時点でも今現在あと1年を残して、またそれ以降のことをお話できるのかというご答弁をさせていただきましたけれども、気持ちは今も全く同じでございます。ただし、新年度、来年度4月以降については、やっぱり来年の秋までの半年間ということがありますから、そういう政策を具体的にしない予算編成というのは町民の方々には非常にマイナス面が多いと思いますので、半年間についてはある程度具体的な実行に移せるような予算組みに、続投するしないにかかわらず、それは予算編成をしていかなければならないのかなと、そのように考えております。

そういう中で、今後トレイルラン等のお話もご質問の中にございましたけれども、先般文化講演会の中でエリック・ワイナイナ、スーパーアスリート、オリンピック銀メダリストに講演をしていただきました。非常に森町を深く気に入っていただいて、これから何回も訪れてくれると思いますし、あの講演の中で町にぜひとも町でマラソン大会をやってくれと、そういう要望もいただきまして、これは私に限らず将来の森町の地方から人を集めるための非常に最高の策を、しかもオリンピックの銀メダリストからいただいたな、そのように今後もみんな考えていかなければならない、そういった課題だと、そのように思っております。そういう中で、赤井川地域には具体的に世界的なレーサーが今ショップと工場を新築していただいたり、町の中にいろんな今までの魅力に加えて、もっともっと若者にも魅力的なもの、それから具体的なそういう将来に向けた希望の持てる、そういったお話が非常に多くなってきております。そういった部分で、まずは町の魅力をもっともっと表に発信して、たくさんの方に訪れていただけるような、今後観光大使もそろそろ具体的に任命をして動いていただきたいなど、そのように思っていますことから、そういった人に来ていただけるまちづくり、それとPRの仕方、そういったものもどんどん積極的に取り組んでいきたいなど、そのように思っております。また、先ほどの中でトレイルラン等にかかわりながら、今まで問題になっていたそういう有害鳥獣に関する駆除のハンターの確保ですとか、そういったものも当然関連した中では確保されていかなければ大会などが開催できない、そういったこともございますので、今後はそういったものを複合的に勘案しながら進めていきたいなど、そのように思うところでございます。

また、赤井川小学校の跡地利用についてでございますけれども、宮本議員ご質問にもありました大型の商業施設が計画されておる。ただし、それにあわせたような進め方というのは今のところ考えていないところです。先ほど1問目の答弁とも重複しますが、やはり地域の中であの跡地を何に使いたいのか、それから何か町として有効な活用できるものがないか、それを検討、それから意見をくみ上げるのが先ではないかなと、そのように思います。ただし、商業施設が工事始まる、それからどんどん新しいものが横にできていく中で古い施設がそこに残っているというのは非常に景観上もよろしくないなど、そのよ

うに思いますことから、商業施設と赤井川小学校は別な考えといたしまして、でもある程度は障害にならないような進め方をしていきたいなど、そのように思っております。

また、3点目ですけれども、人口減少、おもてなしマインドに取り組みながらこれからも進んでいくわけですが、議員のご質問の中にもありました。子供たちがここで大きくなって、町にそのまま定住していただける、これは非常に望ましいことだと思いますけれども、やはり成長していく過程では一旦地方に出る、それから都会で体験をする、それから世界的な、海外に行ってもいいのです。そうやって最後大きくなって経験を積んで、そして町に戻ってくる。それで、私が個人的に考えるのは、そういう人材こそ町に必要だと。表と森町を比較できる。どっちがいいのか、どうするのが町にとっていいのかという判断できる、そういうことが、シャケではありませんけれども、広く大海、大海原に回遊して、そして成長して戻ってくる。戻ってこれる器を町につくり上げるのが私たちの仕事でないかなと、そのように思っております。

今後ですけれども、私の去就というのはまだまだ残された最後の1年間の中ではこなしていない部分があり、それをきちんと果たさないままでそういうどうするのかという表現はまだ適切ではないなど、そういうふうに思います。ただし、残りの任期に対しましてはあくまでも今までどおり全力で尽くしていきたいなど、取り組んでいきたいなど、そのように思いますことを申し上げながら、私からの答弁とさせていただきます。

3カ月間の具体的なものにつきましては、担当課のほうに答弁をしていただきます。

以上でございます。

○商工労働観光課参事（横山崇裕君） 宮本議員の1問目のご質問に関し、9月以降商工労働観光課として、あるいは町としてどのような取り組みをされてきたのかというご質問でございますけれども、道外に住む方々、あるいは道外の旅行代理店の方々はまだ森町のことを十分知らないところが多い状況にありまして、まずは道外の旅行代理店の方々へのPRが重要と考えておりまして、10月の下旬に東京で、あと11月の上旬は大阪、名古屋で、また11月30日はたまたま札幌で商談会が開催されましたので、東京、大阪、名古屋、札幌に我々は赴きまして、旅行代理店の方々に森町の観光資源などについてPRを行ってきたところです。また、道外の旅行代理店につきましては、この時期の商談は来年の春以降の観光商品の造成につながるということもありましたことから、ちょっと時期は早いのですが、11月に大阪、名古屋で行った商談につきましては森町の桜まつりについていち早くPRをしてまいりました。旅行代理店の方々からは、例えばですけれども、桜の木の下でバーベキューを楽しめるのは本州地方では非常に珍しいとかいったようなご興味をいただいているところであり、このような道外の旅行代理店に対するPRにつきましては今後も必要だと思っておりますので、引き続き実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○15番（宮本秀逸君） 今回の報告も町長の考えもよくわかったような気がいたしますが、

先ほど私聞いたつもりだったのですけれども、教育財産から一般財産に移るのはいつかということをお聞きしたような気がしましたので、それ1つお答えください。

それから、もう一つ、私も子供たちがやっぱり世界に雄飛していくような大きな心を持った子供を育てていくというのは、これはもう本当に大事なことです。そういった子供たちを引きとめようとか、そんなけちな気持ちはございませんので、そこら辺は納得いただきたいと思います。

財産の移行だけちょっとお知らせください。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時32分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○教育長（香田 隆君） それでは、私のほうから財産の移行の時期といいますか、タイミングについてお話をさせていただきます。

町長のご答弁にもありましたけれども、教育財産から一般財産へということですが、私も教育財産の処分について道教委のほうにも確認をいたしております。その段階で、ただ単に学校施設を取り壊しをするということであれば、先ほど町長の答弁にありましたように単費で経費を持たなければならない。ただ、将来学校施設を取り壊した後に跡地をこういうふうな形で使っていくという計画があれば財源措置も可能であるということをお聞きしておりますので、先ほどの町長の答弁にありますように跡地をどう使っていくのかということが明確になった時点で財産処分の取り進めをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 新幹線時代のまちづくりについてを終わります。

以上で議席15番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、5、森町定住対策について、議席7番、河野文彦君の質問を行います。

○7番（河野文彦君） 通告に従いまして、一般質問させていただきます。森町定住対策についてでございます。よろしくお願いたします。

民間のシンクタンクである日本創成会議により消滅可能性都市が具体的な自治体名とともに公表され、その市区町村の数の多さ、そして何よりこの森町が含まれていたことに大変ショックを感じておりますが、森町人口ビジョンを含めたさまざまな人口推移のどれをとっても著しい減少が予想されており、現実味を帯びた公表であると感じております。2060年の森町の人口は7,000人を下回るという予想値がある中で、早急な対策を行う必要があり、人口減少を少しでも食い止めるためには医療、子育て支援、教育、地域経済など幅広い分野での対応が求められていますが、森町に住宅を取得していただき、定住を促すと



いった施策も重要であると考えます。実際に森町で生まれ育ち、森町で就業している方が住宅を町外へ建築し、森町へ通勤しているという事例もあり、このようなケースが30年以上連続している人口社会増減の減の要因の一つになっているのが現実であると思います。しかし、梶谷町長が町政執行方針に毎年掲げられている移住体験ちょっと暮らしやからまつの森の分譲については、町外の定年退職者の移住を促すのが主であるため、人口社会減をとめるための万策とはなっておらず、定住対策から生産年齢人口増加を図るとの目標を実現するためにも早急に新たな視点での取り組みを行い、幅広い世代を対象としたプロモーションが必要であると思います。森町で生まれ育った方は、ふるさととしてこの地で暮らし、次世代へ紡いでいただく。町外の方には、新たなふるさととして年代を問わず、明光風靡なこの地を選択していただくためにも大胆な発想の転換が必要不可欠であると考えますので、質問させていただきます。

1 番目として、森町内において幅広い世代へ住宅取得を促すための施策は考えておられるのか。

2 番目として、からまつの森の第3次分譲を行うのかどうか。

この点をよろしく願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の質問にお答えします。

1 点目の質問ですが、移住体験ちょっと暮らしはこれまでに54組123名の方に利用していただき、2組5名の方が定住しております。また、からまつの森の分譲につきましては、第1次分譲地、第2次分譲地を合わせて167区画のうち124区画を分譲し、住宅につきましては42棟が建築され、うち14組23名の方が森町に移住しております。しかし、議員ご指摘のとおり年齢層は定年退職された方が大部分であることから、幅広い世代の方を町内に呼び込むことにより、生産年齢人口の増加を図ることが今後の課題となっております。今後につきましては、からまつの森の残区画の分譲は継続しながら、幅広い世代をターゲットに市街地でちょっと暮らしを体験していただくような取り組みについて検討したいと考えております。

また、町では現在住宅用太陽光発電システムの設置やペレットストーブを購入する際に費用の一部を助成しておりますが、幅広い世代へ住宅の取得を促すための有効な支援策についても今後さらに検討したいと考えております。

2 点目の質問ですが、からまつの森の第3次分譲につきましては、西洋環境開発より購入した62筆と無償譲渡された98筆を合わせて160筆、約6万5,700平方メートルとなっております。景観や道路の整備状況、傾斜の状況を勘案しますと、今後分譲可能な区域は第2次分譲地の直近の区画が想定されますが、区画標識の設置や水道施設、道路の整備が必要となります。費用対効果と今後の未分譲地の推移や移住者のニーズを十分に把握した上で、第3次分譲の展開については慎重に検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○7番（河野文彦君） ありがとうございます。

質問の順番ちょっと逆になって済みません。まず、からまつの森の第3次分譲に関してですが、本当に定年退職された方が森町を選択して、来ていただく、大変重要な事業だと思います。ただ、分譲の規模、面積、あと今後さまざまな分譲設備等々必要かと思うのですけれども、今のところまだ23名というところで、大事な23名ではございますが、もっとより大きな効果があっても良いのかなと思います。今後の推移、ニーズを十分勘案して慎重に行うということですので、第3次分譲はきめ細やかな調査を行って、本当に慎重に判断していただきたいなと思いました。

逆になりましたが、1番目の設問の幅広い世代の住宅取得を促す施策があるのかという質問の続きになりますが、今の森町の総人口の推移というものをちょっと見たのですけれども、出生と死亡にかかわる、いわゆる自然減というのですか、出生率の低下と高齢化を反映して減の部分が増ってきているという状態になっていますが、この転出、転入にかかわる社会減というのは1980年代以降連続して転入より転出が上回っていて、森町人口の減少の要因は高齢化よりも町外への転出、それに近年になって高齢化が拍車をかけているというのが実態ではないかなと私は思いました。これは、やっぱり町外に転出というのはさまざまな理由はあるかと思うのですけれども、定住対策というものをもっと重点課題として実行してこなかったのがこの原因の一因ではなかったのかなというふうに思うところもあります。定住対策といっても本当に幅広い分野での対応が必要ですが、私が今回住宅に関して着目したのは、やっぱりこの地に住居を構えていただくということは、この森町を生活の基盤としていただくことであって、この森町に、森町の大地にしっかりと根を張っていただくということだと思います。先ほど申したとおり、森町で集計をしていますが、町外へ住宅を建てているという方が現におられます。比較的若い世代、子育て世代に多く見られるのかなというふうに感じているところでもあります。私の知人のケースになりますが、やはり森町で生まれて、森町で結婚して、子育てをしていましたが、住宅を建てる際にさまざまな利便性を考えてお隣の七飯町に住宅を建築して、現在は七飯町から森町へ通勤しているという状態です。残念ながらそのお子さんたちはもう森町へ戻ってくることはないのかなと思います。やっぱり子育て世代の町外の流出というのは、森町にとって物すごく致命的で、何としても食い止めなければならないと思います。そこで、再質問ですが、住宅取得に関して若い世代、特に子育て世代に特化した施策を今後進める予定はないのかというところをお伺いしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員の再質問にお答えいたします。

本当に若者世代、そういう生産者がずっと町内に生まれ育ちながら町外に住宅を構えるというのは非常に残念な思いでいっぱいです。先ほどの答弁でも若干はいろいろと今後の住宅に対する政策を考えていきたいということで申し上げておりますけれども、やっぱり最近になって新幹線を迎える時代になってから、近隣町内にも、それから近くにも働く場所としては非常に就業場所の確保が今後見受けられるような感じになってまいりました。そしてまた、この2年の間で子供の医療費の中学生までの負担を町で負担するのですとか、いろんな施策、そういったものもやってまいりました。今後は、次はやっぱりそういったものも踏まえて居住地をそういった生産者の方々が考えていただけるのかな、そのように思っております。今河野議員のご質問のように、住宅を取得するための取り組み、町として具体的なものはまだ政策の中にはありませんけれども、これからおくれればせながらではございますが、何かしらそういう若者が魅力を感じて町に住宅を建てていただけるような、そういった施策は検討してまいりたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（河野文彦君） ありがとうございます。

今新幹線の話は大変盛り上がっておりますけれども、新幹線でやはり数千人規模で業務に携わる方が七飯町に来るという話も伺っております。そういう方が森町に住宅を建ててくれれば一番うれしいのですけれども、七飯の通勤圏として、森町は大変いい地の利が生かせる部分もあるのかなと思っております。それで、そういう生産人口年代、若い世代も含めて森町に少しでも多くの方が住んでいただけるというような政策を今後打ち出していただきたいと思えます。

住宅の話に戻りますけれども、住宅に関して、取得、建築に関して固定資産税の免除への助成といった制度がもしどこの町も同じと考えると、この道南圏で考えると、便利という、利便性というところを見ると、森町においては七飯や北斗、函館市というところから考えると不利であると考えなければならないのかなと思うのです。同じ条件であればマイナスからのスタートというところをやっぱり私たちは認識しておかなければならないのかなと思えます。既に全国各地で住宅建築用の用地を無償で提供する市町さんがあったり、定住、移住を促す取り組みさまざま行われて、その施策の拡大というのが行われていますが、森町でも先ほど申し上げたマイナス点をカバーして、逆に道路事情がよくなったのを武器として、森町が函館圏のベッドタウンとなるような、それくらい大胆な施策をスピード感を持って早急に進めていただけたらと思えますので、その辺の町長の大胆な発想の一部でもいいので、聞かせていただいて、再々質問にしたいと思えます。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

新幹線時代を迎えますと、河野議員も感じているように、恐らく新幹線の近辺、今でも市場価格と申しますか、住宅用地は高騰している。どんどん高くなっていると思えます。

それと同時に平坦な地、万が一でありますけれども、災害のことを考えますと、万が一津波来たらあの辺はほとんどのところが海の下になってしまいます。そういうことを考えますと、トンネルからこっちというのは安全だと、そういうPRの仕方、そういうのもちょっと向こう側には失礼かもしれませんが、可能なのかなと思います。そしてまた、景色のよさに関しては、函館方面、七飯、北斗市、絶対もう森町も負けませんので、その点に対してもいろんなことでPRできる部分なのかなと、そのように思います。先ほども申し上げました。何ができるか、具体的なものというのはまだ申し上げるところではございませんので、これからちょっと検討させていただきたいと思っておりますけれども、間違いなく森町の赤井川、駒ヶ岳方面からこの本町方面にかけては非常に景色もよく、食べるものが豊富でおいしいと。そういう部分では理解していただける魅力だと、そのように思っております。こういったものをもっともっと町の方々、それから車両基地ができたときにその車両基地に作業をする方がそこだけに住むとは限りませんので、そういった方々を森町のほうにも何名か、こういった誘致をすることも考えながら進めていきたいなど、そのように思います。今後も民間の皆さん方のご意見、それからいろんなところで町の宣伝だけではなくて隅々にPRすることが大事かなと、そのように思いますことから、ご協力もよろしくお願い申し上げながら再々質問の答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森町定住対策についてを終わります。

以上で議席7番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、6、地域活性化に向けた財源確保と振興策について、地域コミュニティバスの導入について、議席1番、三浦浩三君の質問を行います。

最初に、地域活性化に向けた財源確保と振興策についてを行います。

○1番（三浦浩三君） それでは、通告書に従い、質問させていただきます。

地域活性化に向けた財源確保と振興策についてであります。当町は、過疎地域の指定と半島振興法の対象となっており、これらを基本とした森町企業立地振興条例が整備されており、民間企業等が雇用の拡充を目標に商工業施設等を新築や増改築をした場合などは固定資産税の補助対象になる場合があります。各企業がどのような職種や補助金額が幾らほどになるのか、その認識度合いは低いのではと思われまますので、民間企業が利用できる森町企業立地振興条例の内容等を経済団体あるいは町広報紙などでPRすべきと考えますが、どうか。

また、移転などの適地として栄町の町有地をあっせんしておりますが、これまで地域経済の活性化策として国や道の制度を利用した取り組みだけでなく、独自の、そして他自治体と一線を画した差別化政策の導入を図るべきと考えます。また、地方創生での各種事業の取り組みには地元負担も伴いますので、自主財源の確保が急務と考えます。これらの政策を進めるための財源確保の一案として、現在貸与町有地の売却、特に営業施設を配置している土地が町内には数多くあり、総面積で4万3,000平米以上、50年以上前から貸与が継続

の土地もあると仄聞しております。さらに、個人の宅地用や農用地等の貸与もあると推察されますが、どちらも貸与期間が長年月を経過しており、いまだそれらの土地を整理していないのが現状です。いずれにしても、それらの土地を売り払い、売却金額と税の確保を進め、新たな歳入を目的基金として計画的に積み上げ、他地域からの企業誘致や地場企業の活性化に向けた現森町企業立地振興条例の適用職種の拡大や建築費補助の新設、あるいは税の減免期間延長等を拡充した独自振興策を講じて経済の活性化や定住促進等の人口減対策を図るべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 三浦議員の質問にお答えします。

当町は、企業立地を促進するため、森町企業立地振興条例を設置しており、本年6月に半島振興法の一部の改正に伴い、森町企業立地振興条例の一部を改正し、対象業種等を拡大してきております。改正の内容は、対象業種では製造業、ソフトウェア業、試験研究施設を改正後は製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業及び試験研究施設と拡大し、また取得価格要件につきましても3,000万円から500万円へ、雇用要件も新設で5人以上から3人以上へ、増設で3人以上から1人以上へと要件を緩和する改正をして利用の促進を図ってきたところです。

さて、森町企業立地振興条例の周知につきましてですが、当町のホームページを初め日本立地センターのホームページなどに掲載されておりますが、経済団体はもとより町広報等によりさらにわかりやすく制度内容を周知し、利用促進を図ってまいりたいと考えているところです。また、森町独自の振興策及び財源の確保につきましては、大変重要な課題だと認識しておりますので、検討してまいりたいと思います。

さらに、目的基金の設置についての財源確保の一案につきましては、町有地は町民の大切な財産でありますので、今後の土地利用計画と相手方の考えも考慮した中で、営業施設等貸与地につきましては買い取りを検討していただけるように対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○1番（三浦浩三君） 先日友好町の森町の議会の方々が当町に視察にいらっしゃいました。その中で企業誘致条例というものを持って、その目的を達成するために自主財源というものを3年間で2億円用意しているいろんなものに利用しているのだよという、そういう意見交換、また聞くことができました。それと、ここに大変失礼とは存じましたけれども、50年以上前から貸しっ放しという土地、これは大きな日本の土地の動きというのは戦後間もなく農地法の改正というのがあった。そして、この合併する前、今から十四、五年前になりますか、それまで各自治体で持っておりました土地開発公社というものがこういう土地のどうするかというものを実際に処理なり、いろんなことを進めてきたはずなのです。それがもうほとんど役目は終えたよという状況になって、各自治体解散したはずなのです。そして、それぞれの原課、担当課でこれは十分処理可能だよと。ですので、改めて今度栄町

のあっせんしている土地の単価、これほぼ未造成の土地を売却したはずなのです。そういう土地との絡みもありますので、ぜひ早急にこれは今貸している、大変な数ありますから、1件1件丁寧な交渉をして、できるだけ早く売却という方向で、そうすると例えば栄町の売買価格で試算しますと、約4万平米以上ということになると実際には1億五、六千万から2億くらいの売却金というものが生まれてくるはずなのです。そういう金額になるかどうかはわかりませんが、そういうものがこれからのいろんなものをやるときの自主財源というものの大きな下支えになると思いますので、ぜひこれは手をつけてほしいなど、そう思いますので、再度ご答弁のほどお願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

今現在町として貸している土地、それについては先ほどの答えと重複いたしますけれども、借りている方とまず交渉してまいります。先方にもいろいろと事情を抱えている、そういった部分もあろうかと思っておりますけれども、例えばそこに建物を建てている場合にはほかに活用方法というのは考えられないわけでありまして、今後きちんとした対応をしてまいりますと、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 地域活性化に向けた財源確保についてを終わります。

次に、地域コミュニティバスの導入についてを行います。

○1番（三浦浩三君） それでは、2つ目、地域コミュニティバスの導入についてお尋ねいたします。

現在町内を集落単位としてみますと、生活用品の購入ができる商店がない地域、あるいは医療機関への通院や公共機関への交通手段などで大変難儀をしている方々がたくさんおりますが、これまで福祉施策としてタクシー券の配付などをしてきたところでございます。当町も高齢化が進む中で、ますますこのような日常生活に困窮する家庭が増えるものと予想されます。現在日本全国限界集落という言葉はたくさん蔓延しておりますから、こういう状況下にありますと消滅集落というものも当然予想される状況にあると思います。また、常にまちづくりを進める上で生命、財産の保全対策、インフラ整備の拡充、幼児や教育対策としての保育所、幼稚園、各学校等の配置、医療や福祉施設、各種公共機関などの適所配置などを常に熟考実現する必要があります。実年世代や低所得者などの生活全般の配慮だけでなく、実働世帯の後押しと常に活発に活動するための基本として、町民誰もが安価に利用できる公共交通手段を確保し、町内どこでも安定した日常生活を送るための交通手段の整備が急務と考えます。シビルミニマムとしての必須要件とも思われます。そこで、循環型コミュニティバスの導入を図り、これらの諸問題を解決し、あわせてこのバス利用で学生等の送迎や福祉事業での利用等も兼ね、現有のスクールバスや福祉車両の減車、さらには生活路線バスの維持費補助の減額も考えられますので、町長に所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 質問にお答えします。

現在町内における路線バスは、函館長万部線、森砂原線、濁川線の3路線によって運行

されており、通院、通学、買い物などの移動手段として利用されております。町が交付している地方バス生活路線維持費補助金は、平成26年度決算で690万9,000円となっております。議員ご提案のように町民の皆様が安価に利用できる公共交通手段を確保し、安定した日常生活を送るための交通手段を整備することは大変重要であると考えております。しかし、当町は町の中央に市街地や主要施設が集中し、砂原方面、赤井川方面、石倉方面、濁川方面へ放射状に各集落があることから、運行経路が多岐にわたるため、地域コミュニティバスの導入に当たっては運行形態や費用対効果について十分な検討が必要であると考えます。

町では、昨年度福祉タクシー助成券をバスでも利用できることができるよう外出支援サービスの拡充を行っております。また、今年度は地域の方の要望を受け、森砂原線の区画について路線の延長を行い、停留所を新設しております。今後も国や北海道に対し生活バス路線運行補助金の継続について要望を行いながら、現状の路線バス経路を必要に応じて見直すことにより、住民の方の利便性を高め、必要な交通網を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○1番（三浦浩三君） この循環型のコミュニティバス、今回小学生を対象にした子ども議会で我が地域に店がないから何とかならないだろうか、という質問がありましたよね。その中でこの循環型のバスというものも当然のように考えられる方策の一つですよという答弁、町長、なさいましたか。

それと、現実この道南でコミュニティバス、また北海道内でもたくさんの自治体が導入してきております。道南でいいますと松前町、スクールバス、福祉バス、全部廃止して、函館バスに委託してこのコミュニティバスというものを導入して、当初計画した金額よりも利用頻度が高くて補正予算組んだ。来年度は増額予算組まなければならないと、そういう現状があって、これが何を意味するかというと、地域の活性化につながったと。ある意味増額予算組まなければならないということは、それだけ地域が活性化される要素がそこにあるよと。そうすると、今現在我が町にスクールバス、福祉バス、合わせますとマイクロバスから大型バスまで20台前後になるはずですよ。これを一部活用できるものがあるかもわからない。また、きめ細かな、端的に言うとも3方向。循環型にして医療難民、介護の難民、いろんなものに使われるかもわからない。そして、町内に運送業者、旅客運送と貨物運送とやっている業者が何件もあります。新たに企業立地という観点からもそういうところと例えば一例ですけれども、協同組合の設立、そして地域業者であれば官公需適格組合の認定という方法もあるはずですよ。そういうものまでも将来的には結びついて経済の活性化にもなるし、当然やり方によってはドア・ツー・ドアと。玄関先から玄関先までというきめ細かな対応というのは路線バスには不可能ですよ。いろんな意味においてこういうものははなからやらないよというような考えでなく、当然本格導入するまでには1年なり2

年なりの試験運行というものがついてまわります。それに向けた予算措置というものも必要かと思われまます。その辺まずは、その姿勢、検討、そして研究。やり方によっては、お金をもらう方法に青ナンバーでなければだめだよというものでもないです。自治体が経営すれば、白ナンバーをつけたままでも料金を収受できる方法もあります。十二分な検討をしていただきたいと思います。再度ご答弁をお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時15分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

地域によって本当にコミュニティバスを町の中をぐるぐる走らせながら、通学は通学の中で、そしてまた買い物にかかわる時間には買い物に非常に有効に活用されているお話は私も存じ上げております。先般松前方面でもそれを取り組んだというのは私も聞いておりました。しかし、先ほど申し上げましたように、まず我が町、放射状に道路というか、地域が広がっておる。そういう中で、その中に路線バスとして今運行しておる業者もおるといことで、当然例えばコミュニティバス、プラスアルファとして、またスクールバスについてもこれは子供たちを確実に運ぶために用意しなければならないバスである。そういったものが本当に合理的に、総合的に一つの形態で運用できるのであれば、それは今後検討していく可能性としてはあるのかなど、そのように思いますけれども、現段階で函バス路線を無視しながら、今実際に町で運行した場合には赤字になるところを函バスを利用したほうが費用が安くて済むということで濁川方面も取り組んでいただいております。そういったものも全て例えばコミュニティバスとして町で取り組んだ場合に、恐らくこれは試算はしておりませんが、必ずしも安くなるとは限りません。そういったことから、現状の函バスにも支援をしていただいている、そういう考えから、今当分の間は現状の形をとりながら、それは三浦議員おっしゃるコミュニティバスというのは今後の課題として私ども持ち帰らせていただきたいと思います。そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○1番（三浦浩三君） 今の路線バスは確かに生活路線バス、これに間違いはございません。だけれども、今後の方向性としての十二分に検討、それと実際にこのコミュニティバスというものは何ぞやというものの政府機関からの説明会などもあったはず。当町の担当の方々、やはり研修、講習にも出席しているのでないかと思われまます。どっちが損になるか、得になるかと、そういう次元でなく、いろんな今までの質問者の中にもいかに人口減を減らすか、ましてや子ども議会で切実な本音だと思われまます。店がなくなるよと。



では、町でそういうふうに店つくってくださいとまで提案していました。それはできる相談とできない相談があると思う。我々は、いかにできる方法を模索して、そして住民に安心して暮らせる町というものを提供していくかと。一番大事なことは、腹据えてやるかやらないかだけです。今後取り組むか取り組まないか、その返答だけお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどから子ども議会に対する答弁ということで三浦議員お話の中に出てまいりますけれども、やっぱり夢を持った答えを返したつもりでございます。その辺はご理解をいただけるのかなと、そのように思います。ただ、将来的にも全く今のままで良いとは私も思っておりませんし、そしてまた函バスにとりましてもこれはもっともっと新幹線時代を迎えた中では、新しいメニューや、それからみずからのバス路線のあり方だとかを検討してくるものと私は若干期待をしている部分もございます。そしてまた、今現在高齢者についてはデイサービスの観点から、あちらのほうで買い物に使ってもらったり、それから途中でそういうところに、用事のあるところに寄ってもらったりしていると。そういう町内にはいろんな車の動きがございますので、やはり今やるかやらないかということではなくて、今現在はまだまだ住民に対して定住化を促進するための取り組みが一方でありますので、そちらのほうに力を入れさせていただきますとともに、三浦議員のご質問に対しては今後の宿題ということで捉えさせていただければと思います。ご理解をお願い申し上げながら答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 地域コミュニティバスの導入についてを終わります。

以上で議席1番、三浦浩三君の質問は終わりました。

どうですか。いいですか、続けて。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ちょっと一息つけましょう。

2時30分まで休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時30分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、7、行方不明者、遭難事故等の捜索に関する条例及び実施要綱の制定について、議席3番、加藤進君の質問を行います。

○3番（加藤 進君） 通告に従いまして、町長にお尋ねをいたします。

当町には、南西から北西側方向にかけ渡島山脈が連なり、さらには秀峰駒ヶ岳を有し、これらの山麓は春から秋までいろいろな山菜やキノコなどの宝庫と言われております。町内外のたくさんの人々が入山をし、採取を楽しんでいるところであります。しかしながら、

山麓には熊の出没が相次ぎ、農作物が食い荒らされ、非常に危険な場所もあり、入山者の安全が危惧されているところでもあります。町では、看板等を設置し、いろいろな形での啓蒙を行っているところでもあります。一部の心ない人のために地域の住民が迷惑を受けているのも多々見受けられます。そんな中で特に気をつけなければならないのは、採取に夢中となり、自分のいる場所や帰る出口がわからなくなり、行方不明となることでもあります。今までにも行方不明の件数が数十件発生をしましたが、当町の住民が多く大過なく救出をされております。したがって、捜索にかかわる経費等も少額で済んでおりましたが、去る10月に発生した行方不明者については、町外の方で地理にもふなれ、入山直後に自分の居場所がわからなくなり、3日間山麓を広範囲にさまよい、さまよった結果、捜索隊以外の方に無事救助されたものであります。当該不明者のため、町では迅速に捜索隊を結成し、捜索をしましたが、3日間で延べ447名の捜索隊員、これには消防、消防団、警察、自衛隊、道警ヘリコプター及び道防災ヘリコプターなどを投入しても発見はできませんでした。町持ち出しの経費が財政厳しい折、高額になったものである。

この捜索には大きな欠格が見られ、肝心な初動態勢時に地域の精通者やハンターが含まれておりません。また、地元消防団の出動がなく、拡張的な捜査がなされていない。また、上空からの捜索には雑木が繁茂し、見つけづらいなどの条件が挙げられました。入山者の安全、安心を担保すること、また無謀な入山者をなくすため、さらには海難事故等も含めた町独自の捜索に関する条例もしくは実施要綱などの制定が必要と思うが、いかがお考えかお聞きをいたします。

○町長（梶谷恵造君） 加藤議員の質問にお答えします。

10月3日にキノコとりのため駒ヶ岳の山林で行方不明となっていた女性につきましては、2日後の5日午前11時35分ごろに無事発見、救助されました。この3日間にわたる捜索は、役場、消防職員、消防団員、森警察署員及び自衛隊員の参加のもと行われました。皆様のご協力に対しまして改めて感謝申し上げたいと思います。

さて、行方不明者、遭難事故対策のための条例等の制定についてでございますが、制定により遭難防止の啓蒙や遭難が発生した場合などの体制及び対応が明確になるなどのメリットはあるものの、捜索費用の負担の規定なども盛り込まれることとなります。自然を活用して行われる山菜とりや山歩きなどの余暇活動には、当然のことながら自己責任が強く求められますが、行方不明者、遭難者の捜索、救助活動は個人の生命、身体の保護に当たるものであり、自治事務の範疇であることから、基本として公費での負担は妥当であると判断しております。また、今回捜索の初動態勢、1日目につきましては森警察署からの捜索要請が午後2時ころであったこと、日没までの時間的制約もあったことなどから、できる限りの捜索となりましたが、2日目以降は人員規模など体制を整備し、捜索活動を実施してきたところであります。これらのことから、現状の対応で特段の支障はないと判断するものであり、現時点においては条例等の制定は考えていないところでございます。

なお、行方不明者遭難防止等に係る対策につきましては、それぞれの担当部署において

啓蒙、啓発を中心に強化してまいりたいと思いますことを申し述べながら答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○3番（加藤 進君） 思っていたとおりの返答でございました。私は、行方不明になって捜索隊が出たからといって、お金を取るのだということが主眼ではないのです。七飯町では平成20年、北斗市、旧大野町では平成18年に制定をしております。その関係で山菜をとる人が森町に押し寄せているものと考えられる。現に函館市の方も行方不明になっている。駒ヶ岳の山頂近くまでキノコとりに上がる方もおられる。そういうようなものを条例でなくても実施要綱の中で少しは定めておいたほうがいいのかなど。72時間ルールがありまして、人命の生存する期間が72時間であるよと。それで3日間捜索しますよと。それは公費で補っても構わないです。そういうふうな形にならないように、もう少し入山する方のマナーをよくするためにも実施要綱を定めたらどうかと私は思っているわけです。だから、頭からお金を取るとか取らないとかという問題ではなくて、他町とか他の市が定めているのを黙って見て、ああ、行方不明になったから私方も行きましょと。行くのはいいのです、これは当たり前ですから。連絡系統もわかっています。ただ、私先ほど言いましたけれども、出動態勢のときにやっぱり地域の精通者。幾ら消防職員であっても役場の職員であっても、これはもとは素人です。山なんか歩く人なんていません、山菜とりなんか。だから、精通者を頼んで、また熊もいますので、その人方を先頭にして捜索を開始すると。初動態勢が一番大事だと。それを実施要綱に盛ることによって、スムーズな捜索に入れるのではないかなと私は思うわけです。初めからお金なんか取るという考えはありません。3日以降、72時間以降過ぎたものについては、これは実費という形になるかと思えますけれども、その3日以降にかかわる前に捜索をし、発見するのだというのが私の主眼なのです。まして今回なんか447名の人員が地上からも空からも捜索したわけです。それでも発見できなかった。これは、町長、どういうふうに思いますか。これは、やっぱり素人の大軍が捜索したって見つけられないです。まして80歳過ぎているおばあさんがもう健常者で本格的に歩き回っているのだと。そういうものについては、やっぱり精通者の意見を尊重しなければならない。したがって、組織を組んで捜索に当たる部分にはやっぱり実施要綱というのは大事でないかなと私は思うのです。お金の問題は2次、3次なのです。その辺ひとつよろしくお願いします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

費用の問題については、私も費用かかるから要綱を定めるとか、そういうような気持ちは全く思っておりません。

また、このたびはたまたま運悪く行方不明になられた方につきましては、毎年同じ場所に来られている函館の方、しかもたまたまほんの少しだけ山に入山して、友人と2人入って、すぐそばにいたはずなのだけれども、ちょっと見失ってしまった。本来いつもであればち

さんと携帯電話、それからペットボトルやそういう水の入ったリュックなどを常に携帯して、長く歩くつもりがなかったので、車の中に置いておいたというケースですから、ふざけて行方不明になる人というのはまずいないと思いますし、皆さんも、私もそうですけれども、ネマガリダケをとるのにやぶの中に入ったときに、南に向かっていていると思っているのが出たら北を向いていたと。そういうことは往々にしてあることで、その人道的な見地からはやはりみんなで早目に無事に捜してあげたい、そういう気持ちでございます。

また、七飯町と北斗市には条例が制定されてある。でも、やはり森町に山菜が豊富だと。緑が、そういう欲しいものがあるから来るのであって、条例があつて、あつちには条例があるから行かないとか、そういうことではないのかなと思います。今後山に入るときのそういう注意点ですとか、そういったものは皆さんも十分わかりながら入っている。ただし、ついうっかり行方不明になるということでは、今携帯電話の時代ですから、常に電話だけは持ち歩いてくださいと。そういう連絡をとれる状態であれば恐らく条例も必要がないのかなと、そのように考えるところです。

このたびは、たまたま最後にお礼に来てくれました。消防、それから警察、それから消防団、役場にもその方は見えてくれて、ふだんは絶対そういうことがなかったと。そういうことで大変迷惑をかけたということで、心からおわびを申し上げておりました。そういう中では、やはり町といたしましても人道的見地から、これからも見守りたいということ、二度と携帯電話を置いたまま山には入らないということを申し上げておりましたので、ここはひとつもうちょっと条例を制定する前に少し見守っていただければなど、そのように思うところでございます。どうかよろしくご理解を申し上げながら、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々ありますか。

○3番（加藤 進君） 私は3質はするつもりはなかったのですが、余りにも町の考え方が楽天的だと。私実際に北斗市と七飯町に聞いているのです。実施要綱を制定してからびたっとなくなったと。なぜだと。お金を取られるからだ。みんなそう思っているのです。それで十分効き目があるのです。実際に取られませんが。最終的にただし書きで、町長の裁定に従うとかなんとかとあるのです。誰も取らないです、お金は。それはわかるのです。実施要綱を定めることによって、民間の人はあそこに行けばちょっと行方不明になれば捜索費取られるよ、それで十分気をつけるのです、みんな。だから、私の考えと町長の考えというのはかなり考え方が乖離していると思いますので、また行方不明が発生した場合にはさらにこれ以上の追及をしますので、ひとつよろしく願いいたします。一日も早い、実施要綱でいいのです。条例でなくてもいいのです。条例を制定するということは、救助隊を編成しなければならぬと、いろいろあるのです、制約が。だから、実施要綱だけで町民の方とか山菜とりの方は効き目があるのです。みんな気をつけるのです。それだけなのです、私の願いは。そうすることによって悲惨な行方不明で亡くなったとか、そう

というようなことは数は少なくなると思います。数を少なくするために一日も早いそういうような実施要綱の制定をお願いして、答弁はいいです。

終わります。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

昨年というか、今年はその1名の方だけでした。まれに痴呆症を患った方が行方不明になって防災無線を使ったときに発見されたという、そういう例もございましたけれども、もう一点、行方不明になられた方は、足が丈夫だったものだから、搜索地点からはかなり離れたところまで歩いて行ってしまった。ところが、疲れたので、平たんなところにちょっとしゃがんでいたときに、2日目に何人かの方と会ったそうです。ちょっと、ちょっとと言って、済みませんと声かけるのだけれども、声が小さいのか、山菜とりに来られている方がそういう行方不明になったというのも気づかなかったのか、通り過ぎて行ってしまった。そういうのがいろんなものが重なって、今回3日間の搜索になってしまったということだと思います。そういった時点では、うちの担当課のほうでも2日目に念のために防災無線でも流しておけば、ひょっとして誰かが聞いてこの方かなというのが早期に発見できたのかもしれない。そういうマニュアルの見直しも含めながら、余りにも無謀なそういった方々が余り山に入られるようであれば、議員のおっしゃる要綱、条例の制定を考えていきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 行方不明者、遭難事故等の搜索に関する条例及び実施要綱の制定についてを終わります。

以上で議席3番、加藤進君の質問は終わりました。

次に、8、私道の町道認定について、森町子ども・子育て支援事業計画について、議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

最初に、私道の町道認定についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、これで最後の質問者ということで、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、私道の町道認定についてということで質問いたします。森町の町道は、平成27年3月30日現在で360路線、実延長で257.7キロとなっております。それは、この町道というのは道路法第8条に基づき議会の議決を経て私道の町道認定がされます。財政事情などから既存の町道の維持管理に追われるためなのか、近年議会に提案される町道認定の議案が少なく感じられております。しかし、周りを見渡せば当然町道として整備されてしかるべきと思われる未舗装の不便なたくさんの生活道路として利用されている私道が存在しております。今年1月には、森町私道除雪に関する要領が制定され、冬期間の住民生活の安全を確保するための私道除雪の基準が整備され、公正なものとなりました。そこで、以下お聞きいたします。

1つ目に、私道の町道認定の基準は何なのか。

2つ目に、過去5年間の町道認定路線数と距離数は幾つあるのか。

3つ目に、地域住民などからの陳情や町道認定についての要望があるのかどうか。

4つ目に、今後の町道認定の計画や予定、さらには優先順位があるのかどうかをお聞きいたします。

○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えします。

1点目の町道認定の基準についてですが、市町村道については国道、道道のような法定要件は特に定められておりません。本町においては、合併前の旧森町及び旧砂原町の取り扱いを考慮し、幅員や除雪作業、また用地処理の状況を確認しながら案件ごとに精査し、議会の議決を経て町道認定をしております。

2点目についてですが、平成22年度からの町道認定は19路線で、延長は14.9キロメートルでございます。

3点目につきましては、地域住民や町内会などからの町道認定に関する相談や要望は受けておりますが、私道における用地処理が困難な箇所のため、そのほとんどが町道認定までは至らない箇所です。しかし、そのような私道においても地域住民や土地所有者の了解を得た上で除雪や維持補修は町で行っております。

4点目ですが、町道認定に関して現段階では計画はありませんが、法定外公共物として国から譲与された箇所も町全体で650カ所以上、さらに私道を含めると相当数あります。今後につきまして優先順位は定めておりませんが、これらの用地処理が完了し、町道認定ができる状態になった箇所について、その都度実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） 再質問ですが、まず町道認定の基準は何かということで、合併後のそれぞれの案件によって判断している旨の答弁をいただきましたが、どうもそれについては、私も具体的な路線についてはどうのこうのと言うつもりはありませんけれども、やはり一般の町民からすると、住んでいる人からすると、その手順がわからなければ進めようがない。というか、本人はふだんそういうやっぱり道路に不満を持っていた場合にわからないわけです、どうやってやるのと。当然町内会の議員の人たち、ここにいらっしゃる議員の人がそれぞれの立場で相談は受けられているでしょうし、担当の課である建設課に行って話はしているのだと思います。それにしても、それについての具体的な手順というのはほとんどの方々が理解していないというか、ないから理解していないのです。と私は思うわけです。そこで、その基準というのはないのかなと思って調べてみると、この近辺の町にはない。全国であるところは、あるいはみんな持っているところはあります。例えばこの近辺ではやっぱり豊浦町あたりが制定されていますし、その辺の基準に従ってやられていると。そして、具体的にはどういう手順で町道認定まで持っていくのかという手順についての書いている部分があります。それについて、それを見ますとかなりやっぱり地元の当事者の負担というか、土地関係の、特に権利関係なのですが、それについては

住んでいる住民に任されている部分が多々多い。しかしながら、ここ何十年も住んでいる中でほったらかしにされている部分というのはあるのですが、その部分との権利関係というのは実際問題としてその当事者である住民でさえも把握し切れない部分がどうしても出てくるのです。それは現実だと思います。かといって、そうしたら自分たちで調べようとすると、当然相続して誰が持ち主かもわからない部分もあるだろうし、さらに最近は個人情報保護条例のもとでそういうのを調べ切れない状態に置かれているのだと思うのです。とすれば、それを誰がやるのだという話なのです、その権利関係。当然町の権限がある部分の人、役場がやってしかるべきなのかなと。そのためには、恣意的な部分で決めるわけにいかないですから、町道認定を。基準というものを当然つくっていかねばやっていけないでしょう。恣意的判断で、案件が先ほどの答弁の中では案件ごとに判断しているという言い方していますが、それではまずいのではないですかと思うわけです。今後の展開としては、やはり少なくとも道幅とか、いろんな要件があるわけですが、何軒以上うちがなければだめだとか。そういう部分も含めて考えて、ぜひとも道路認定の基準をつくるべきだと私は思うのです。再度その辺をお聞きしたいと思います。

それと、手順としてはどうしても町のほうとしてはそういう実際の町の私道に関するデータというか、持ち合わせていないのだと思います。とすれば、それをどうやって集めるのかという問題が出てくるのですが、当然当事者である住民が声を上げなければわからないわけですから、とすれば当事者が議員なり役場に来てその話をするのかといったらそういう話にもならない。どうしても権利関係の部分で何人か回っていかねばならないとすれば、今で補助的な部分で行われていますよね、私道に関してのトラフの提供とか。それをやった場合には、個人にやっているわけではないですよ。町内会を通してやっているというのが実情なわけです。だから、そうすれば町内会がそういう部分としてそういう役割を担っていくことが必要になってくるのだと私思うわけです。その上で、その手順の部分で町としては把握し切れないわけですから、その辺を活用しながら考えてもらわなければならないのかなとは思っていますけれども、その辺を含めて認定基準についての早期の制定をお願いしたいと思うのですけれども、それを再質問にいたします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時01分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

町道認定の基準をつくるべきだという議員のご提言ですけれども、ほかの町においてもきちんと定められているところというのは少ないです。逆に定めるといろんな弊害が出てくる可能性も考えられます。そういったことから、旧来どおりその案件ごとにそれを思案

すると、また議会の了解を得るということでもいいのかなと、そのように思っております。

それとまた、それが町道認定するにはどうしたらいいのか、その辺を理解できていないということのご意見ですけれども、そういった方がおりましたら、ぜひ役場の建設課のほうにご相談していただくように連絡してください。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） まず、役場に来いという話、それは当然行っているのだと思います。それで、どうしても私自身も具体的な話で聞きに行くと、権利関係、そこ私道だからどうのこうの、どうしようもないのですねみたいな話で終わってしまうわけです。それではちょっと。前にも同僚の議員の人が過去に質問している人もいて、結局そういうような答えしか返ってこないで終わっているのかなというふうに思うわけですが、先ほど言いましたけれども、そうしたら誰がそれを調べるのですかということなのです。少なくとも先ほど言いましたよね。個人情報条例があるので、調べ切れないわけです、もう個人では。だから、そうでなくても長年たっていると、近辺にいないで東京方面にいたり、住んでいないわけです。どうやってそれを見つけて話ができるのですかということなのです、誰が。それを町民に、住民の人にやれというのですか。そういう話にはならないのではないのと私は思うわけです。

それと、先ほどほかの近辺がそういう要綱というのを設定していないから必要ないみたいな話で言いますが、そんな関係ないわけです。少なくともそういう道路を町道として認定する場合の基準というのがあるって、誰が見てもそういう決まりがあってやっているのだということがないと、ただそこは何か知らないけれども、いつの間にか町道になっているとか、そういうような話ではないのだと思うのです。だから、公平感がないということになってしまう。だから、公平感を確保する上でもその基準というか、要綱というか、必要になってくるのかなとは思いますが、ただ森町の形のそれについて触れている部分って、先ほど除雪に関して初めて今年制定しています。さらに、基準になると思われる条例というのは多分これなのかなと思って見ていたのですが、森町町道の構造の技術的基準等を定める条例というのが平成25年3月6日に設定されています。これについてはいろんな形が書かれているのだけれども、これが基準になるのかなと、今の現時点で。それについてどう、最後にその辺の確認して、質問にしたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

何となくやっぱり松田議員のご質問の中にも特定できるようなことを話せないで、具体的な部分が見えてこないのかなと思いますけれども、町内恐らくいろんなところに私道がそのまま残られて、舗装されていない。それから、排水路が整備できないところがある。それが何十年も続いている。それを改善したいという考えなのかなとも思っております。そういう部分については、持ち主についたり、それから当然町のほうにも要望、それから足を運ばれている方も結構ございます。担当課でも話しすることもありますし、私からも



説明させていただく場合もある。そしてまた、持ち主が特定されている場合には、そちらとの交渉をいろいろと役場で働きかけたり、そういったことも今現在はされております。しかし、なかなか一朝一夕ではいかない。何十年も町道認定できなかった、それからそういったところがやっぱりある問題があって今現在も継続中であるから解決できない、そういった部分があるのかなと、そのように思います。いつかの時点というのは非常に無責任な言い方かもしれませんが、例えば持ち主がかわったり、考えが変わったり、そういった時点でまた交渉の余地が出てくれば何がしか進展し、それから改善に向かっていくのかなと、そのように思っております。

また、条例制定についてですけれども、先ほど1回目の答弁でも申し上げましたけれども、旧町で扱っていたある程度の基準というのがあります。これは、数字上基本的に幅員何メートルだとか、いろんなものは定めているわけではありませんけれども、ある程度手持ちの担当課の資料としてございますので、それを含めた上で町道の認定というのは十分されていくものだと。要綱を定めるまでもないのかな、そのように思います。

以上でございます。

(「1点答えていない部分があるんですが、今ある条例が基準になるのか」ということで)の声あり)

○議長(野村 洋君) それは、富原建設課長わかる。

○建設課長(富原尚史君) 町道認定の関係と構造基準につきましては合致しませんので、整合性というか、認定の部分とは異なるものでございます。

(「全く基準にならないということで答えでいいですね」の声あり)

○議長(野村 洋君) そういうことだね、課長。全く合致しないということなのだね。

(「いや、合致しないって、基準にしないということでいいですね、その条例を」の声あり)

○議長(野村 洋君) 私道の町道認定についてを終わります。

次に、森町子ども・子育て支援事業計画についてを行います。

○14番(松田兼宗君) 2問目に入ります。それでは、森町の子ども・子育て支援事業計画についてということで質問させていただきます。

今年の4月、国の子ども・子育て支援法に基づき平成31年までの5カ年間の森町子ども・子育て支援事業計画が策定されました。森町においては、平成17年3月に次世代育成支援対策行動計画を策定し、おおむね18歳未満の全ての子供とその家庭を対象として次世代育成支援を平成26年まで総合的、計画的に推進したとされております。しかし、対象とする子供の年齢を18歳未満としながらも、実際には就学前の児童と低学年小学生を対象とした事業化計画でしかありません。中学生、高校生を対象としたものは皆無であります。以下、お聞きいたします。

まず1つ目に、12歳までの子供を対象とした事業計画しか策定しないのはなぜなのか。

2つ目に、中学生、高校生を対象とした事業計画が必要だと考えるが、いかがか。

3つ目に、対象年齢が18歳までとされる施設として児童館があるのですが、児童館事業の活性化を図る考えはないのか。

4つ目に、また公民館事業などでの公共施設を利用したこれらの対象とした事業展開の考えはないのか。

5つ目に、中学生、高校生を対象とした場合、当然教育委員会が担当部署となると考えられるのですが、具体的な教育委員会としての事業は何があるのかをお聞きいたします。  
○町長（梶谷恵造君） 松田議員の質問にお答えいたします。ご質問の前段3点については私から、後段2点については教育長から答弁いたします。

1点目についてですが、市町村子ども・子育て支援事業計画については、子ども・子育て支援法第61条に規定され、第60条による基本指針に則して定めることとなっております。この基本指針については、さらに具体的な記載事項等を定めた内閣府告示が出されており、本計画はこれらの要領等により策定したものでございます。議員ご質問のとおり、12歳以下の子供にかかわる事項が大部分であります。国においても市町村支援事業計画は向こう5年の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援についての需給計画が大部分との説明がなされております。

次に、2点目についてですが、1点目での答弁と本計画策定の指針、要領から考えて、現段階では子ども・子育て支援事業計画に追加等するようなことは考えておりません。

3点目についてですが、児童館は現在森川児童館1カ所で、しかも相当老朽化しております。利用者も小学生がほとんどであり、児童館独自の事業等についても実施できておりません。しかしながら、放課後等の居場所として児童館を利用している子供も現にいることから、当面は森川児童館の運営は継続してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○教育長（香田 隆君） 松田議員のご質問にお答えをいたします。

4点目のご質問ですが、社会教育課及び公民館では体験活動を通したリーダーの養成や社会参加活動の促進を目的とし、ボランティアスタッフとして参加をしていただいております。参加いただいている事業といたしましては、年間を通して実施しているふれあい体験教室、夏休みや冬休み期間に実施しているもりの寺子屋、もりっこまつりなどがございます。今後の事業展開といたしましても地域リーダー、ボランティアリーダーの育成を目的とした事業を展開してまいりたいというふうに考えてございます。

5点目ですが、現在中学生にかかわる支援事業といたしましては、学校給食費の一部助成などを行っております。また、高校生に関しましては、森高校振興会を通しまして学力向上に向けてのサテライト講座の開設や海外での交流を通じて日ごろの学習成果を発揮する場としての海外短期留学生派遣事業などを実施しており、豊かで活力あふれる高校生活のための支援をしているところであります。今後さらに支援事業を進めていくに当たっては、町部局、中学校、高等学校との十分な協議を重ねた上で考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○14番（松田兼宗君） まず、12歳まで国の子ども・子育て支援法にのっとった形で、それしか、12歳未満で、対象にしないというのはそのとおりなのです。だけれども、最初に言ったように子供の定義が問題なのです。18歳未満としているのです。それにもかかわらず、国がやらなくてもいいからという話にはならないだろうと私は思うわけです。だから、つくらないのだというような話ですよ。町によっては、当然その部分、青少年の育成に関しての部分は追加してつくっているところもあります。そこからすると、やはり森の町の子育て支援というのは、保育所の問題、特に待機児童の問題とか、そういうようなことに、それは都市部での話を対象にした部分なわけです。森の町においてそういう待機児童って、待機している人がいますか。ただ、いろんな問題で時間制限とかありますよね。その部分が一番、ない中でそれで計画を立てているわけです。ほとんど意味がないのではないかと私は思わざるを得ない部分があって、ただその中で不思議に思うのは、子育て事業計画の中を見ていると、アンケートを見ますと子供支援策というのは何を必要としているかと見ると、子供の遊び場や機会の充実が最も多いのです。55.9%。その次が子育てのための経済的支援の充実。母子保健サービスや幼児救急医療体制の充実が50%以上。50%以上、高い確率で示しているのが今言った部分なわけです。では、これに応えた部分というのは一体何なのかということなのです。実際それに対する施策というのはないのではないかと。ただし、年齢を変えると、なぜ児童館の問題を取り上げるかということと遊び場の機会の提供、要望としてあるわけです。児童館のことというのは、児童福祉法の第40条に基づいて規定されている施設です。とすれば、その中で規定されている遊び場を提供するというのがあるわけです、第一に。だから、利用しない手はないだろうと私は思うわけです。ただ、現実問題として今の児童館、森の児童館を見ますと、先ほど町長答弁にあったように1つで、古くて、ほとんど利用されていないと言っていいのではないかと思います。その館長というのは、課長が代理で兼任している中ですよ。さらに、児童館の活動における、毎年どこかでやっていると思うのですけれども、職員の研修があるはずなのです。それにも行っていないのではないですか。とすれば、やる気が全くない状態なのが今の子ども・子育て支援計画なのではないのかというふうに思わざるを得ない。とすれば何が必要なのかというと、やはり学童保育というのは今の3年生までですよ。それを超えた部分での年齢を対象にした場合にもっと学童保育の年齢を、国の指針としては小学生高学年までもう対象にしろというふうに出ています。それをやらなければならない。さらに、それをあふれた部分に対して当然児童館を活用せざるを得ないのかなと思うわけです。だから、その辺を再度今後の展開として児童館の活用を積極的に図っていくことがあふれた中高校になるのかなと。実際には使われては、利用者は少ないのかもしれませんが。だけれども、事業も何もやっていないわけですから。こういうふうにするよと何も方針、ただあるから職員を、臨時職員だと思いますけれども、配置して、それだけの話で、児童

館事業というのは一切行われていないのが実情だと思うわけです。その辺今後どう展開するのかをお聞きしたいと思います。

それと、当然教育長に対してなのですが、これの事業計画の中で後半の一番最後のほうに教育委員会絡みのありますよね、次世代計画の評価という形で。各課ごとに全部分けて評価しています。それを見ると、当然先ほど対象にしていたリーダー育成の問題とかの問題で、寺子屋をやっているとか、ふれあい教室ですか、そういうのはやっているのだけでも、それはむしろ公民館事業の中で取り組むべきものだと私は思うのですけれども、それと社会教育あるいは体育のほうの絡みで、もっとこの子育て支援計画の、ただこれは住民生活課でつくっていますから、どのぐらい連携持っているかわからない、これを見ていると。ただ、こういうのがありますよというだけで羅列して、一番最後のページで書いているのだけでも、もっと担当課のほうとその辺を協議しながら12歳以降を対象にした事業を考えるということをしていないのでしょうか。そのことと実際にこれをつくるに当たって協議はしているのでしょうか、教育委員会との話し合いがどの程度されているのか、それを伺いたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時21分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） まず、私から質問にお答えいたします。

先ほどもお話し申し上げましたけれども、現在児童館は森川児童館1カ所しかございませんし、相当老朽化してございます。これからもあそこの児童館を活用していろいろと児童館活動を考えるというのは、まず基本的に大変無理があるのかなと、そのように思います。ただし、今後学童保育は3年生まで、それ以上の子供たちについては、最近子供の居場所づくりということをやったり町でも考えなければならない時代に来たと、そのように思っております。本来は、元気よく表で飛び回って体力をつけながら安全に遊んでいただけるのが本当に伸び伸びと子供らしい時代だなと、そういうふう思うのですけれども、危険の回避ですとか安全の確保というのをやっぱり一方で町では考えなければならないと、そのように思いますことから、今後時代に合ったそういう18歳未満の子供たちの居場所づくりというのは課題にして検討していきたいなと、そのように思っております。

私からは以上でございます。

○教育長（香田 隆君） それでは、私のほうからもお答えをさせていただきます。

まず、担当課との協議どうなのだというお話ですけれども、もちろん担当課のほうとはいろいろな事業の中身ですとか、そういうものにつきましては十分協議をさせていただきながら策定したつもりではおります。

それと、もう一つ、もっといろんな事業を展開してはどうかというお話でしたけれども、今お話ししたこと以外に今年は外国語指導助手を1名増やしたということもございますので、できれば町内の子供たちを対象にいわゆる英語のイングリッシュキャンプというのを新たに考えながらやっていきたいなということで進めていることもございます。ですから、やれる分野、やれない分野いろいろあるのですけれども、少しでも子供たちのためにいろんな参加できる事業をこれからも考えていきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○住民生活課長（佐々木陽市郎君） それでは、私のほうからは職員の研修等出しているのかというご質問もあったかと思しますので、職員等の研修等についてはここ何年か取り組んでおりません。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） それでは、最後の質問をさせていただきます。

まず、児童館についてですが、古いのです。それはもうわかっている話で、実際民文の委員会で先々月でしたか、夏に行ってきたり、見ていますけれども、当然あそこに子供たちが行くような建物ではないというのが現状だとは私もわかっています。ただ、国のほうで平成23年に児童館ガイドラインというのは出しているわけです。その中で当然それをご存じのことと思います。その中に沿った形でやっていくのかというのは、今後考えなければならぬし、今の課長の話で研修も出していないという話だとすれば、やはり児童館事業としてのカリキュラムというか、もっと事業をやれば全然人の集まり方が変わってくるのだと思っています。

さらに、もう一つ、古いのは古いですから、とすればもっと人が集まりやすい場所に、4つ目の質問していますけれども、公民館以外等を含めた形でそういう施設というのはあるわけです、会館。いろんな町内会で各町内会ごとにある会館とか、あと公民館の例えば大講堂をどのぐらい使っているかわかりませんが、そういうような部分も開放しながら、何らかの遊びの提供というか、その部分の児童館が果たせる役割としての外部委託的な部分も含めて考えるべきなのではないかなとは思いますが、その辺はどう思うのか。それは、教育長も含めてそういう活用の仕方が可能なかどうか、空き室を使った形で。だから、それも最後に質問して、終わりたいと思います。

○教育長（香田 隆君） 私のほうから公民館等の使用について考えていることをお話しさせていただきます。

まず、例えば講堂を一般開放という形であけておきますということはなかなか難しいかなというふうに思っています。というのは、公民館はその責任者というか、そういう方があって初めて提供している施設でございますので、例えば時々学校のクラスでクラスの催し物をやりたいのだけれどもということで申し込みがある場合がありますけれども、それについても必ず担当の先生がついて使用してくださいというような形では提供はしてございます。これからも子供たちが何か自主的にしたいということがあった場合でも、そうい

うような形で提供していければなというふうに思っております。

それと、あとは体育館なんかの場合はいわゆる一般開放の中で子供たちが結構来ていますけれども、それにつきましてもなるべくある意味保護者の方ですとか、そういう方が一緒について利用をお願いしますということをお願いしてありますけれども、友達同士で来て、いろいろバドミントンだとか卓球をしていくという子供さんもおりますので、そういう形での開放はさせていただいております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町子ども・子育て支援事業計画についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

これをもって一般質問を終わります。

#### ◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

今回は、12月9日午前10時開会といたします。

延会 午後 3時29分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月8日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員





## 平成27年第2回森町議会12月会議会議録（第2日目）

平成27年12月9日（水）

開議 午前10時00分

休会 午前10時45分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について
- 5 議案第 3号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 6 議案第 4号 平成27年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 7 議案第 5号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第 6号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第 7号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 10 議案第 8号 平成27年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 11 議案第 9号 財産の取得について
- 12 議案第10号 平成27年度森町一般会計補正予算（第7号）
- 13 意見書案第1号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書
- 14 意見書案第2号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書
- 15 意見書案第3号 家族従業員の賃金を必要経費として認め、所得税法56条の廃止を求める意見書
- 16 意見書案第4号 「安全保障関連法」の強行採決に強く抗議し、廃止を求める意見書
- 17 意見書案第5号 国会決議に反するTPP交渉「大筋合意」撤回を求める意見書
- 18 意見書案第6号 TPP交渉大筋合意に対する政府の誠実な対応を求める意見書
- 19 議員の派遣について
- 20 休会中の所管事務調査等の申し出

### ○出席議員（16名）

議長	16番	野村	洋	君	副議長	1番	三浦	浩	三	君
	2番	菊地	康博	君		3番	加藤		進	君
	4番	黒田	勝幸	君		5番	山田		誠	君
	6番	檀上	美緒子	君		7番	河野	文彦		君
	8番	佐々木		修君		9番	小杉	久美子		君
	10番	久保	友子	君		11番	木村	俊広		君
	12番	西村		豊君		13番	堀合	哲哉		君
	14番	松田	兼宗	君		15番	宮本	秀逸		君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	梶	谷	恵	造	君
副町	長	片	野		滋	君
会計管理者兼		釣		隆	吉	君
出納室長		池	田	勝	元	君
監査委員		木	村	浩	二	君
総務課長		安	藤		仁	君
選挙管理委員会		小田	桐	克	幸	君
書記長兼監査		小井	田		徹	君
事務局書記長		長	瀬	賢	一	君
防災交通課長		伊	藤		昇	君
契約管理課長		澤	田	勝	則	君
企画振興課長		山	田		仁	君
税務課長		住	吉	英	勝	君
収納管理課長		金	丸	由起	子	君
保健福祉課長		佐々	木	陽	市郎	君
保健福祉課参事		山	本		憲	君
保健福祉課参事兼		宮	崎		涉	君
保健センター長		鈴	木	修	一	君
住民生活課長		黒	川	安	明	君
環境課長		岩	瀬	英	一	君
農林課長		菊	池	一	夫	君
農業委員会事務局長		横	山	崇	裕	君
水産課長		富	原	尚	史	君
水産課参事						
商工労働観光課長						
商工労働観光課参事						
建設課長						

砂原支所長	木	村	哲	二	君
地域振興課長	落	合	浩	昭	君
町民サービス課長	坂	井	定	幸	君
保健対策課長	若	狭	壽	美	君
教 育 長	香	田		隆	君
学校教育課長	武	井		肇	君
社会教育課長					
兼公民館長	宮	崎	弘	光	君
兼図書館長					
生涯学習課長	中	島	将	尊	君
生涯学習課参事	若	松	幸	弘	君
体育課長兼					
体育館長兼	金	丸	孝	也	君
青少年会館長					
給食センター長	金	丸	義	樹	君
さくらの園・園長	柏	渕		茂	君
病院事務長	坂	田	明	仁	君
上下水道課長	石	島	則	幸	君
上下水道課参事	小	松	裕	章	君
消 防 長	山	田	春	一	君
消 防 署 長	山	下	英	一	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	藤	田	司	志	君
議 事 係 長	村	本		政	君
庶 務 係 長	喜	田	和	子	君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定について
- 3 議案第 3号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 4 議案第 4号 平成27年度森町一般会計補正予算（第6号）
- 5 議案第 5号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 6 議案第 6号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）

- 7 議案第 7号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)
- 8 議案第 8号 平成27年度森町水道事業会計補正予算(第1号)
- 9 議案第 9号 財産の取得について
- 10 議案第10号 平成27年度森町一般会計補正予算(第7号)
- 11 意見書案第1号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書
- 12 意見書案第2号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書
- 13 意見書案第3号 家族従業者の賃金を必要経費として認め、所得税法56条の廃止を求める意見書
- 14 意見書案第4号 「安全保障関連法」の強行採決に強く抗議し、廃止を求める意見書
- 15 意見書案第5号 国会決議に反するTPP交渉「大筋合意」撤回を求める意見書
- 16 意見書案第6号 TPP交渉大筋合意に対する政府の誠実な対応を求める意見書
- 17 議員の派遣について
- 18 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、菊地康博君、3番、加藤進君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第1号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（伊藤 昇君） 議案第1号 森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

裏面をごらん願います。本案は、森町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第22号）の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきます。森町税条例新旧対照表を資料の1として提出しておりますので、ごらん願います。提案理由であります。地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴い、森町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、法人番号の指定通知等の規定を整備しようとするものです。

次のページをごらん願います。森町税条例新旧対照表2ページから5ページの改正は、平成27年条例第22号の一部改正条例第1条のうち条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削り、第36条の2第9項、第63条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第139条の3第2項第1号及び第149条第1号の改正規定中、法人番号の次に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項、法人番号の指定通知の規定

を加える条文の整理をしようとするものです。

議案に戻っていただきまして、附則についてご説明いたします。この条例は、公布の日から施行するものです。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。よろしいですか。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第2号 森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、森町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例制定についてであります。

裏面をごらんください。また、資料ナンバー2を提出してございます。ごらんください。本案は、マイナンバー制度の導入に伴いまして、子供医療費助成、さらに重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する事務の効率化を図るために所要の整備をしようとするものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。よろしいですか。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第4、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第5、議案第3号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(山田 仁君) 議案第3号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について提案させていただきます。

説明資料3を提出しております。条例の朗読を省略させていただき、資料により説明させていただきます。灯油価格につきましては、昨年と比較しますと廉価で推移しておりますが、灯油等は冬場に欠かせないものであり、また電気料金等も高どまりしていることに鑑み実施しようとするものです。

第1条の目的ですが、冬期間の生活支援事業として燃料費等の一部を助成し、福祉の向上に資することを目的とするものです。

福祉灯油等の助成につきましては、北海道地域づくり総合交付金、高齢者の冬の生活支援事業の交付を受けており、今年度の交付基準額は30万円の内示を受けているところでございます。

第2条は、助成の対象となる世帯を規定してございます。助成する世帯は、平成28年1月1日現在の住民基本台帳に記載され、次の各号のいずれかに該当する世帯のうち町民税非課税世帯といたします。ただし、対象世帯のうち生活保護法による生活扶助を受けている世帯、該当となる障がい者等が社会福祉施設等に入所している世帯及び世帯の全員が長期入院並びに冬期間町外に滞在している世帯を除くものとします。

第3条は、助成内容でございます。灯油の支給量は1世帯当たり50リッターを助成し、灯油以外の暖房を使用している世帯についても相当額を支給できるように規定してございます。

第4条は助成方法、第5条は申請及び決定、第6条は有効期限に係るものです。説明については省略させていただきます。

なお、附則といたしまして、条例は、公布の日から施行し、平成28年3月31日限りで効力を失うものです。

以上、森町福祉灯油等の助成に関する条例の説明とさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第3号に対する質疑を行います。

○6番(檀上美緒子君) 今灯油の提案がありましたけれども、内容なのですから、

昨年度に比べまして灯油の支給が60から50リッターになったということことで、当然その次の灯油以外の購入の部分も下げられているのだと思うのですが、灯油自体は価格昨年度に比べるとかなり割安にはなっているのですけれども、そのほかの生活上の状況をいろいろ見ますと必ずしも生活の部分ではゆとりがある状況にはないかと思うのです。しかも、冬場の灯油というのは、先ほど提案にありましたように今年かなりの零下というか、寒い日が続いているのですけれども、それほど年間の灯油量というのは変化も少ないのではないかなと思うのです。そういった意味から、ぜひ昨年度並みにはならないかということ、なぜ50リッターに引き下げるのかというあたりの根拠というか、そのあたりお聞かせください。

○保健福祉課長（山田 仁君） 檀上議員のご質問にお答えします。

昨年度は60リッターを支給してございます。今年は従前に倣って50リッターとしたものでございます。昨年の60リッターにつきましては、先ほども言いましたように北海道地域づくり総合交付金の部分で通年60万円の交付金を受けているところを北海道の部分で120万の交付をしようということ、それはやはり灯油の価格が高かったと、そういうふうな部分で、町としては通常の50リッターにプラス10リッターを加算して60リッターとしたものでございます。先ほど説明したとおり、本年につきましても地域づくり交付金の交付はあるのですが、30万と減額されております。もって値段のほうも先ほど提案したとおり安く推移しているようでございますので、本年につきましても従来の形に戻して50リッターにしたいというふうな考えで進めてございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第4号 平成27年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。



本案は、補正予算の第6回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,745万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ98億1,492万8,000円にしようとするものです。

第2条の地方債の変更、第3条の債務負担行為は、それぞれ第2表、第3表記載のとおりでございます。

8ページ、9ページからの歳入の主なものですが、款10地方交付税は補正の財源調整として計上するものです。

同じく、款14国庫支出金の国庫負担金は、障害者介護給付費に係る国の負担分でございます。

同じく、款15道支出金の負担金は、障害者介護給付費などに係る道の負担分でございます。

次に、10、11ページの項2道補助金は、議案第3号で条例制定されました福祉灯油事業で34万円を、農業費ではビニールハウス整備をする農業者へ1,070万円を、また水産業費ではザラボヤ対策洗浄機整備、噴火湾産ホタテPR看板設置事業、全自動ホタテ耳つり機整備事業に対するそれぞれの補助金を計上しております。

同じく、款16財産収入162万8,000円は、分収林間伐材の売り払い金です。

同じく、款17寄附金、目4ふるさと納税寄附金5,000万円は、現時点で予想以上の申し込みがあることから所要の収入を見込むものです。

同じく、款18繰入金で財政調整基金からの5,489万4,000円は補正財源として、また地域振興基金の120万円は飲用水確保対策事業に充当しようとするものです。

次に、12、13ページの款21町債ですが、国保病院の医師確保対策事業に係る起債を実績により減額計上するものです。

次に、14、15ページをお開き願います。歳出の主なものを説明いたします。款2総務費、目1一般管理費では、普通旅費の不足分と庁舎の修繕料を計上しております。

目7情報推進費、修繕料は、国道拡幅に伴い電柱移設工事に係る町所有の光ケーブルの移設に伴う経費です。

目13ふるさと応援対策費の節8報償費から節25積立金までの総額8,990万4,000円は、歳入でも触れましたが、ふるさと納税の予想以上の申し込みに対応するため、所要の経費を増額しようとするものです。資料ナンバー4を提出しております。

同じく、項4選挙費は、選挙権の年齢引き下げに対応するため、システムの改修をしようとするものです。

次に、16、17ページの款3民生費、社会福祉総務費の節20扶助費の300万円は、燃油の増嵩に伴い福祉灯油給付事業を実施しようとするものです。

同じく、目5障害者福祉費、節20扶助費の6,400万円は、利用者の増によるものです。

同じく、項3災害救助費の50万円は、火災などの罹災件数が増えたため、見舞金を増額しようとするものです。

16、17ページの款4衛生費、目2環境衛生費の120万円は水道未普及地域飲用水確保対策事業への補助金として、また目6病院費の6,368万7,000円は国保病院事業会計への補助金等を計上したものです。

次に、18、19ページの款6農林水産業費、農業総務費の1,070万円は、ビニールハウスを整備する農業者に対して全額道費で助成をしようとするものです。資料ナンバー5を提出しております。

同じく、目6駒ヶ岳ダム管理費110万円の備品購入費は、ダム施設内に除湿機を整備しようとするものです。

同じく、項3水産業費、水産業振興費では、ザラボヤ対策洗浄機整備に1,650万円、噴火湾産ホタテPR看板設置事業に460万円、全自動ホタテ耳つり機整備に200万円をそれぞれ全額道費で助成をしようとするものです。資料ナンバー6を提出しております。

次に、20、21ページの款8土木費、項1土木管理費では給水施設の水位計の修繕、項2道路橋梁費と項4港湾費では各種修繕料や維持管理のための建設機械借り上げ料などの経費を計上しております。

次に、22、23ページの項6住宅費の468万円は、町営住宅の小破修繕に対応しようとするものです。

同じく、款10教育費、項1教育総務費の事務局費では職員住宅の修繕を、同じく項2小学校費、項3中学校費ではそれぞれ校舎や附帯施設の修繕料が主なものです。

次に、24、25ページの項4幼稚園費では、職員の産前産後休暇に伴い代替の臨時教諭に係る賃金などが主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。事項別明細書8ページからです。歳入歳出一括で行います。

○6番（檀上美緒子君） 10ページ、11ページの道の補助金なのですが、ここで先ほど説明ありましたように民生費補助のところ福祉灯油として道のほうからの34万という数字が書いているのですが、16ページのほうの支出の部分でなのですが、社会福祉費の部分での福祉灯油として道の支出金が30万というふうになっているのですが、この一致というのはなくていいものなのかどうかというのがわからなかったのですが。

○保健福祉課長（山田 仁君） 私のほうからお答えします。

檀上議員からご質問がありました民生費補助金、社会福祉費補助金34万、地域づくり総合交付金のうち、説明資料では（福祉灯油等事業）だけの記載になっておりますが、これは受けるのが先ほど説明したとおり30万を予定してございます。残り4万につきましては、障がい者就労交通の助成の部分も4万入っていて、歳入の部分では34万で受けてございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。  
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。  
これから議案第4号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。  
日程第6、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第7、議案第5号 平成27年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長(柏渕 茂君) それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。  
本案は、平成27年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に24万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ2億5,872万7,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入でございますが、款4繰越金につきましては、歳出でご説明いたします各経費の財源に充当するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページの歳出でございますが、主なものといたしまして款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節13委託料の20万6,000円は、夜警員が休んだ際のかわりをシルバー人材センターへ依頼するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(野村 洋君) これから議案第5号に対する質疑を行います。事項別明細書4ページからです。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。  
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。  
これから議案第5号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第7、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第8、議案第6号 平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長(黒川安明君) 議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額5,528万7,000円は変更せず、歳出の節を変更するものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。歳入の変更はございませんので、4ページ、5ページをお開きください。歳出のみをご説明いたします。款1項1目1総務事業費、節13委託料71万7,000円の増額につきましては、ウロ貯蔵槽処理業務の増額分でございます。同じく、節27公課費71万7,000円の減額につきましては、算出基準年となる平成24年度の受け入れ数量が少なく、課税対象にならなかったことによるものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第6号に対する質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第8、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

○議長(野村 洋君) 日程第9、議案第7号 平成27年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長(坂田明仁君) 議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第3回目となるものでございます。

第2条、平成27年度森町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入の部、第1款病院事業収益、既決予定額9億5,586万7,000円に1億4,522万6,000円を追加し、11億109万3,000円とするものでございます。支出の部、第1款病院事業費用、既決予定額12億1,010万円に2,020万4,000円を追加し、12億3,030万4,000円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入の部、第1款資本的収入、既決予定額1億2,052万1,000円に37万7,000円を追加し、1億2,089万8,000円とするものでございます。支出の部、第1款資本的支出、既決予定額1億8,007万8,000円に37万7,000円を追加し、1億8,245万5,000円とするものでございます。

第4条、債務負担行為の補正につきましては、平成27年度から平成28年度の院内清掃業務委託に係る債務負担の設定でございます。

2ページをお開きください。第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでございます。企業債償還利息支払い金、既決予定額2,835万1,000円から6万9,000円を減額し、2,828万2,000円、医師確保対策事業補助金、既決予定額5,500万円から1,500万円を減額し、4,000万円、経営健全化補助金、既決予定額247万円に7,837万9,000円を追加し、8,084万9,000円とするものでございます。

以下、4ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額6,331万円は、企業債利息支払い金及び医師確保対策事業補助金の減額、経営健全化補助金の増額でございます。

次に、項3特別利益、目2その他特別利益、補正予定額8,191万6,000円の増額補正は、医薬品横領事件に係る損害賠償の請求額でございます。

次に、支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目3経費の主なもの、委託料540万円の増額補正は損害賠償請求委託業務、貸倒引当金繰入額1,450万7,000円の増額補正は損害賠償回収残金でございます。

また、目4減価償却費32万7,000円の増額補正は、リース資産の減価償却費でございます。

次に、項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費4万3,000円の減額補正は、平成26年度に借り入れた地方債の企業債利息などを精査したものでございます。

次に、5ページをお開きいただきたいと思っております。資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項2出資金、目1出資金の37万7,000円の増額補正と支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目2リース資産の購入費、補正予定額35万1,000円の増額補正及び項2企業債償還金、目1企業債償還金の補正予定額2万6,000円の増額補正は、平成26年に借り入れた地方債の企業債償還金などを精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。事項別明細書4ページからです。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第7号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。  
日程第9、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第10、議案第8号 平成27年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第8号についてご説明申し上げます。  
本案は、平成27年度森町水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。  
第2条の債務負担行為につきまして、水道事業会計予算第5条として、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。  
以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第8号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。  
日程第10、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第9号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、議案第9号についてご説明申し上げます。

本案は、財産の取得についてでございます。地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

1といたしまして、取得財産及び数量は電動ベッド20台でございます。2といたしまして、取得の方法は指名競争入札でございます。3といたしまして、取得の金額は615万6,000円でございます。4としまして、取得の相手方は札幌市北区北11条西4丁目1番15号、株式会社ムトウ代表取締役、田尾延幸でございます。

なお、参考資料として資料ナンバー7を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第12 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第10号 平成27年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 緊急的な案件が発生しましたので、議案第10号として追加提案させていただきます。

本案は、平成27年度森町一般会計補正予算の第7回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万円を追加し、歳入歳出それぞれ98億1,600万8,000円にしようとするものです。

6ページ、7ページの歳出をごらんいただきたいと思っております。款2総務費、目9防災対策費、節15工事請負費108万円です。これにつきましては、赤井川地区のグリーンピア大沼に上がる交差点付近にあります防災無線の屋外拡声機を民有地を借用して設置してございましたが、所有者から土地を処分、売り払いするため至急撤去してほしい旨の連絡がありま

したので、移設工事費を計上しようとするものです。

なお、4 ページ、5 ページの歳入では、財源を財政調整基金に求めようとするものです。  
以上です。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。

○6 番（檀上美緒子君） 今赤井川地区の移設工事費ということだったのですが、全協で説明ではまだ移設先が決まっていないということなのですが、撤去とあわせて設置のほうの予算も含んだ補正予算というふうな解釈でよろしいでしょうか。

○防災交通課長（小田桐克幸君） お答えいたします。

この移設につきましては、まだデジタル化移行になっておりませんで、アナログの状態のままでございます。これについては、撤去と移設あわせた経費を計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに質疑。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第13、意見書案第1号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。



よって、日程第13、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第14、意見書案第2号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野村 洋君） 異議あり。檀上議員、どういうことでしょうか。

○6番（檀上美緒子君） 今言われた提案の内容なのですが、ぜひこの内容について反対の討論をさせていただきたいと思っています。議会は、言論の府であります。本来申し合わせ事項として、今議長から言われましたように質疑、討論を省くとはなっていますけれども、提案、そして説明、質疑とされるのが本来の姿だと思っています。ですから……

○議長（野村 洋君） 檀上議員、どのような説明。討論をしたいということですか。

○6番（檀上美緒子君） ですから、討論を要求します。

以上です。

○議長（野村 洋君） ただいま檀上議員から本議題について質疑、討論を行うことの動議が提出されました。この動議に賛成の方はいらっしゃいますか。

（「賛成」の声あり）

○議長（野村 洋君） では、この動議は1人以上の賛成者がおりますので、質疑、討論を行うことの動議が成立しました。

本来ですと、森町議会の申し合わせにより質疑、討論を認めておりませんので、この動議を認めるかどうか皆様にお諮りしたいと思います。

この採決は起立により採決いたします。

この動議の質疑、討論を行うことに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、質疑、討論を行うことの動議は否決されました。

この動議は、賛成者が少数でしたので、成立しませんでした。したがって、これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数でございます。

よって、日程第14、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 意見書案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第15、意見書案第3号 家族従業者の賃金を必要経費として認め、所得税法56条の廃止を求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、日程第15、意見書案第3号は、否決されました。

◎日程第16 意見書案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第16、意見書案第4号 「安全保障関連法」の強行採決に強く抗議し、廃止を求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（野村 洋君） 起立少数であります。

よって、日程第16、意見書案第4号は、否決されました。

◎日程第17 意見書案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第17、意見書案第5号 国会決議に反するTPP交渉「大筋合意」撤回を求める意見書を議題とします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。  
お諮りいたします。この採決は起立により行います。  
意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

(起立少数)

○議長(野村 洋君) 起立少数であります。  
よって、日程第17、意見書案第5号は、否決されました。

◎日程第18 意見書案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第18、意見書案第6号 TPP交渉大筋合意に対する政府の誠実な対応を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。  
これから意見書案第6号を採決いたします。  
お諮りします。この採決は起立により行います。  
意見書案第6号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。  
よって、日程第18、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議員の派遣について

○議長(野村 洋君) 日程第19、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおりで派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。  
したがって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。  
お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。  
したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第20 休会中の所管事務調査等の申し出について

○議長（野村 洋君） 日程第20、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題とします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして平成27年第2回森町議会12月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成27年第2回森町議会12月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午前10時45分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

平成27年12月9日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員